

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0017	4月1日	4月15日	請求	令和6年3月29日付けで公表された『住民監査請求に係る監査結果』によって示された上尾市教育委員会事務局（指導課）の対応について、後述の〔1〕～〔4〕の情報の開示を求めます。 〔1〕『住民監査請求に係る監査結果』には、「事情聴取によれば、本件委員会を所管する指導課職員は行政の事務に不慣れであり、前例踏襲で事務手続を行っていたため、教育委員会決裁という認識がなかったとのことである」との記述がされています。そこで、上尾市教育委員会事務局（指導課）として、「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程」などの確認を含め、行政の継続性を保持するという観点から「決裁や専決とは何か」に関して引継ぎや研修をおこなっていることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0018	4月1日	4月15日	請求	〔2〕上尾市教育委員会事務局（指導課）として、「上尾市教育委員会の附属機関とは何か」について引継ぎや研修をおこなっていることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0019	4月1日	4月15日	請求	〔3〕上記〔1〕・〔2〕について、指導課内部において、課内の職員に必要な事項を伝えるべきポジションは誰なのか、またはどの職位なのか（たとえば学校教育部次長等が想定されます）について判別できる文書・資料等	指導課	全部公開	
6-0020	4月1日	4月15日	請求	〔4〕上記『住民監査請求に係る監査結果』には、「指導課より提出された書類及び事情聴取によれば、上尾市いじめ問題調査委員会委員を委嘱するに当たっては、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第13条第2項の各号に掲げる者について、電話で職能団体等に推薦依頼をしていたとのことである。」との記述がされています（下線は請求人によります）。 また、請求人は今回の住民監査請求において、事実証明書〔9〕として以下の文書（令和5年2月24日付け上教指第2316-2号）を提出しています。 〔4〕－1「指導課より提出された書類」とは何なのか判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第3号・第7号
6-0021	4月1日	4月15日	請求	〔4〕－2「電話で職能団体等に推薦依頼をしていた」ことについて、 ＊推薦依頼をした職能団体等はどこであるのか ＊職能団体等に電話をした日時 ＊電話をした相手の氏名・役職名 ＊先方から「依頼は文書で」と言われたか否か等が判別できる文書・資料等（職員のメモでも可）。	指導課	全部公開	
6-0024	4月2日	4月16日	請求	時間外在校等時間45時間超のうち、80時間超の教職員には、管理職が該当職員と面談することを指導してまいります。時間外在校等時間45時間超のうち、80時間未満の教職員への対応は、面談を義務付けることまでは考えておりませんが、声かけや面談等を通じて業務量が適切に管理されるよう指導してまいります。このメールについて、小学校22校、中学校11校について、それぞれどのような指導を電話、面談で行ったかその内容がわかる文書	学務課	非公開	文書不存在
6-0035	4月5日	4月19日	請求	2024年4月4日に上尾市のHP（新着情報）および市教委HPに掲載されたこの投稿記事についての決裁文書（または同趣旨の文書・資料等）。	教育総務課新しい学校づくり推進室	非公開	文書不存在
6-0036	4月5日	4月19日	請求	「上尾市平北小学校再編検討協議会委員」の内、公募委員については、「上尾市立平北小学校再編検討協議会条例」の第3条第2項の(1)～(6)のどれに該当するのかが判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
6-0048	4月22日	5月2日	請求	「上尾市いじめ問題調査委員会委員の報酬及び費用弁償の返還に関する監査請求」について、請求人が上尾市監査委員事務局から入手した資料等に関して、後述する（1）および（2）についての情報の開示を求めます（なお、文書不存在の場合でも、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします）。 ※上記〔資料1〕の（4）を拡大 （1）上記〔資料1〕が事実であることを前提とすれば、〔資料2〕から、次のように整理できます（以下の日付は全て西暦2022年）。 ア. 森田直樹氏は、4月14日に「指導者課長（原文ママ）」から電話にて依頼を受け、「いじめ問題調査委員」への就任を承諾した。 イ. 森田直樹氏は、4月1日に「いじめ調査委員」に任命された。 上記ア. とイ. とは明らかに矛盾します。すなわち、「委嘱書」の日付は、本人が承諾している4月14日以降でなければなりません。にもかかわらず、「委嘱書」の日付が4月1日とされている理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0049	4月22日	5月2日	請求	（2）以上の事実関係がありながら、〔資料2〕の「委嘱書」が正当であること、すなわち、公文書偽造でもなく、「日付の誤り」でもないことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0050	4月22日	5月30日	請求	2024（令和6）年度の上尾市立中学校（向原分校を除く）全11校について、以下の情報の開示を求めます。 なお、文書不存在の場合であっても、上尾市情報公開条例第26条により、ていねいな情報の提供をお願いいたします。 （1）勤務時間の割り振り状況が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
6-0051	4月22日	5月30日	請求	（2）部活動顧問は校長の職務命令であるか否かが判別できる文書・資料等（職員会議等の資料が想定されます）。	学務課	全部公開	
6-0052	4月22日	5月17日	請求	（3）平日の各部の「活動時間」が判別できる文書・資料等（時期によって異なる場合は、「夏時間」などの最も長い時間で可）。	指導課	一部公開	第2号
6-0053	4月22日	5月30日	請求	（4）平日の部活動において、部活顧問の休憩時間についてどう扱われているのかが判別できる文書・資料等	学務課	非公開	文書不存在
6-0054	4月22日	5月30日	請求	（5）平日の部活動において、活動時間中に部活動顧問の退勤時刻になった際に、服務上どう扱われるのかが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0055	4月22日	5月17日	請求	（6）入学式の中で、「部活動顧問」の紹介がされたか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0059	4月23日	5月7日	請求	<上尾市立小・中学校における食物アレルギーの現状>の〔R4〕・〔R5〕のデータが判別できる文書・資料等	学校保健課	全部公開	
6-0065	4月30日	5月14日	請求	教育委員会が3月25日に全小中学校長に通知した「学校における働き方改革の推進に係る実践事例について」に基づいて、小学校22校、中学校11校それぞれがどのように業務削減をおこなっているかをヒアリングした結果がわかる文書	学務課	全部公開	
6-0073	5月6日	5月20日	請求	4月1日、2日に審査請求をした下記について、どのような審理を行ったかがわかる文書を行政不服審査法第八十五条に基づいて請求致します。 「いじめ重大事態対応マニュアルの改訂について」	学務課	非公開	第6号
6-0082	5月6日	5月20日	請求	4月1日、2日に審査請求をした下記について、どのような審理を行ったかがわかる文書を行政不服審査法第八十五条に基づいて請求致します。 「教育総務課の対応について」	生涯学習課	非公開	第6号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0083	5月17日	5月31日	請求	請求人は2024（令和6）年3月22日付で、以下の「審査請求」をおこないました。 審査請求に係る処分（不作為） (1)『請願』提出後、3回にわたる教育委員会の定例会において、『請願』の審査がされていないこと。 (2)「教育委員会」自らが能動的に発出した文書等が請求人には届いていないこと。 当該「審査請求」については、不作為庁が教育総務課であったため、審査庁である生涯学習課に提出したものです。そこで、2024（令和6）年3月22日から本情報公開請求書提出日（5月17日）までの間、当該「審査請求」について、審査庁（生涯学習課）がどのような対応をしたのかが判別できる文書・資料等（時系列で整理された文書・資料等であることが望ましい）。	生涯学習課	全部公開	
6-0084	5月21日	6月3日	請求	令和5年12月14日の文教経済常任委員会における新道龍一委員の質問に対する学校教育部長の回答「もちろん判断をする際には、学校と教育委員会と家庭との連絡等はございました。」について、具体的にどのようなやり取りが行われたかがわかる文書を請求致します。	指導課	非公開	文書不存在
6-0088	5月23日	6月26日	請求	4月1日、2日に審査請求をした下記について、どのような審理を行ったか、裁決等の内容、不服申立ての処理状況がわかる文書を請求致します。 「いじめ重大事態対応マニュアルの改訂について」	学務課	全部公開	
6-0089	5月23日	6月6日	請求	4月1日、2日に審査請求をした下記について、どのような審理を行ったか、裁決等の内容、不服申立ての処理状況がわかる文書を請求致します。 「教育総務課の対応について」	生涯学習課	全部公開	
6-0090	5月24日	5月29日	申出	上尾市大字瓦葺字坂上 2422 番 3 埋蔵文化財 範囲確認調査(試掘等)について ※掘削場所・範囲・深さ	生涯学習課	全部公開	
6-0104	6月4日	6月18日	申出	2023年度末における以下の項目について、その内容が分かる文書の公開を請求します。 1 ハローワークに提出した大量離職通知書（提出していない場合はその理由が分かるもの）	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0105	6月4日	6月18日	申出	2 雇用形態別の職員と離職者の男女別人数 ※離職者数は大量離職通知書と同様の基準でお願いします。 ※雇用形態の区分は、常勤職員、再任用職員、任期付き職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、でお願いします。 ① 雇用形態別在職者数（男女別に）	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0106	6月4日	6月18日	申出	② 雇用形態別離職者数（男女別に）	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0107	6月4日	6月18日	申出	3 会計年度任用職員の公募/採用状況 ①「公募を経ない再度任用」の上限回数の有無が分かる文書（規則、要綱、その他）	教育総務課	全部公開	
6-0108	6月4日	6月18日	申出	②公募応募者総数（在職者＋新規）	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0109	6月4日	6月18日	申出	採用者総数（在職者＋新規）（男女別に） ※全体および職種別（例：事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員、など）と職場別でお願いします。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0110	6月4日	6月18日	申出	③在職者（再度任用）の応募者数	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0111	6月4日	6月18日	申出	不合格者数（男女別に） ※全体および職種別（例：事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員、など）と職場別でお願いします	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0112	6月4日	6月18日	申出	4 離職者への再就職支援措置など ※総務省マニュアルと大量離職通知書の⑦、⑧を踏まえてお願いします。 ①再就職先援助のためにとった措置及び再就職支援体制と従事した職員数	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0113	6月4日	6月18日	申出	② 再就職先確保の状況（男女別に）	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0118	6月9日	6月27日	請求	教育委員会が3月25日に全小中学校長に通知した「学校における働き方改革の推進に係る実践事例について」にもとづいて、小学校22校、中学校11校それぞれがどのように業務削減をおこなっているかを、学務課が5月末から6月にかけてヒアリングした結果がわかる文書を請求致します。	学務課	全部公開	
6-0119	6月9日	6月27日	請求	上記のヒアリング結果をもとに、学務課長が業務削減の推進に向けてどのような指示を出したかが具体的にわかる文書を請求致します。	学務課	非公開	文書不存在
6-0125	6月11日	6月24日	請求	5月21日に、教育センター、アスポート、子ども支援課の職員が出席した会議の内容がわかる文書を開示請求致します。	教育センター	一部公開	第2号
6-0128	6月13日	6月27日	請求	〇〇小学校〇〇教員の顔末書	学務課	一部公開	第7号
6-0146	6月18日	6月24日	請求	上尾市立小中学校の各校別の令和5年度の公費（＝報償費・需用費・修繕料・備品購入費等）の予算配布額及び決算額。 ※上尾市（教育委員会）が各学校宛てに年度当初に示した「予算配布（目安）額」および「決算額」であること。なお、一覧表であることが望ましい。	教育総務課	全部公開	
6-0147	6月18日	6月24日	請求	上記学校配布の予算・決算については、学校長決裁でなく、教育総務課長決裁になっていると思われますが、その理由が判別できる文書・資料等。 なお、請求人が知りたい情報は、根拠となる上尾市の条例・規則の該当条文に加え、なぜ各学校長の決裁としないのか、その理由となります。	教育総務課	一部公開	文書不存在
6-0148	6月19日	7月3日	請求	令和6年上尾市教育委員会5月定例会で報告された『教育環境に関するアンケート調査報告書』P26に、以下のとおり、教員の意見（自由記述）が掲載されています。 自由記述の意見とはいえ、この内容が事実だとすれば、由々しき事態であると請求人は考えます。そこで、このことについて検証するために、以下の（1）～（5）までの情報の開示を求めます。なお、開示される文書・資料等については、電子交付にてお願いいたします。 （1）令和5年度における上尾市内各小・中学校の修学旅行に関し、 （1）－1 各小・中学校の修学旅行の日程と行き先。 （1）－2 各小・中学校の児童・生徒1人当たりの修学旅行費用。 （1）－3 修学旅行の宿泊先の名称と児童・生徒1人当たりの宿泊費。 （1）－4 旅行業者が手配している場合は、その旅行業者名（各小・中学校毎）。 以上が判別できる文書・資料等。なお、市内全体の一覧表が望ましい。	指導課	全部公開	
6-0149	6月19日	7月3日	請求	（2） 尾山台小・平方北小・大石南中の修学旅行宿泊先で提供された食事のメニューが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0150	6月19日	7月3日	請求	(3) 上記(1)～3において、児童・生徒1人当たりの宿泊費が最も高額であった小学校および中学校(つまり、小・中それぞれ1校)の修学旅行宿泊先で提供された食事のメニューが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0151	6月19日	7月3日	請求	(4) 上述の教員の意見について、上尾市教育委員会として事実確認をしたか否かが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0152	6月19日	7月3日	請求	(5) この意見以外にも、上尾市教育委員会として確認・検証の必要がある意見があると思われますが、アンケート全体を通じて、必要に応じて事実確認をしていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0154	6月20日	7月3日	請求	「第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会(2024/05/16開催)」の「会議録」(1) ①記のとおり、事務局は「令和6年5月16日現在、6件のいじめ重大事態について対応しております」と発言しています。この発言にあるいじめ重大事態6件のうち、「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく「いじめ問題調査委員会」が設置されている(または設置される予定)の件数、あるいは被害者側(生徒本人・保護者等)が「第三者委員会」の調査を求めている件数が判別できる文書・資料等。 なお、学校名・個人名は除き、件数のみ判別できる文書・資料等で可。文書・資料等が無い場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条(下記)により、「決定通知書」の備考欄に記述するなど、積極的な情報提供をお願いいたします。	指導課	非公開	文書不存在
6-0155	6月20日	7月3日	請求	事務局は「令和6年5月16日現在、6件のいじめ重大事態について対応しております」と発言しています。しかしながら、請求人の知る限り、教育委員会(令和6年)5月定例会において、「いじめ件数」の報告はされたものの、「いじめ重大事態が6件となっている」との報告はされていません。そこで、「なぜ教育委員会5月定例会でいじめ重大事態の件数について報告がされていないのか」その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0156	6月20日	7月3日	請求	公表された上記「会議録」を読むと、委員の中には「いじめ防止対策推進法」や文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」はもとより、「上尾市いじめの防止のための基本的な方針」にさき目を通していないと思われる発言も散見されます。そこで、「第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会」開催にあたって、事前に目を通すべき法令やガイドライン・上尾市の方針等を委員に教示している(すなわち、「この関係資料は事前に目を通したうえで協議会に臨んでもらいたい」と伝えている)ことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0157	6月20日	7月3日	請求	「上平中学校 部活動連絡協議会」と上尾市立上平中学校との関係が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0158	6月20日	7月3日	請求	上平中学校の東側公道の「看板」について、①1本の額または掲示されている「看板」全部の額 ②財源(公費かそれ以外の費用か) ③「誰が立ててを許可したのか」以上が判別できる文書・資料等(①～③すべてでなくとも可)。	指導課	一部公開	第2号
6-0159	6月20日	7月3日	請求	「看板」は、いずれも「令和4年度」となっており、2年が経過していることから、生徒はすでに上平中を卒業していると考えられます。それでもなお、この「看板」を掲示し続ける理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0160	6月20日	7月3日	請求	上平中学校のHPに掲載されている『学校だより』では、部活動の大会等の成績については、生徒の個人名を示さないなど、個人情報について配慮していることが窺えます。それにもかかわらず、たとえば画像の左から4番目・5番目の「看板」には、大きな字で個人名が書かれており、しかも公道に面していることから、通行人は示されている個人名を容易に読み取ることができます。そこで、この画像にある「看板」について、どのように個人情報について配慮をしているかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0161	6月20日	7月3日	請求	上尾市教育委員会として、このような「看板」を公道に向けて掲示することについて、何らかの指導や助言をおこなっていることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0166	6月25日	7月9日	請求	5月16日現在の6件のいじめ重大事態についてそれぞれの事案について教育委員会が・調査主体を学校にするか教委にするかを判断した経緯がわかる文書	指導課	全部公開	
6-0167	6月25日	7月9日	請求	・第三者による調査にするか、しないかを判断した経緯がわかる文書	指導課	全部公開	
6-0168	6月25日	7月9日	請求	・出席停止を命ずる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じたことがわかる文書	指導課	非公開	文書不存在
6-0169	6月25日	7月9日	請求	・直ちに所轄警察署に通報すべき事案であったかどうかを調査した文書	指導課	非公開	文書不存在
6-0170	6月25日	7月9日	請求	5月16日現在の6件のいじめ重大事態についてそれぞれの事案について教育委員会が・教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討したことがわかる文書	指導課	非公開	文書不存在
6-0171	6月25日	7月9日	請求	・いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かをどのように判断したか経緯がわかる文書を請求致します。	指導課	非公開	文書不存在
6-0172	6月26日	7月9日	請求	指導課職員の方に要望していた、行政文書を作成しないとした教育長決裁の文書	指導課	一部公開	第2号
6-0173	6月28日	7月12日	請求	いじめ重大事態第三者委員会調査が、調査不十分、調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある等の理由で、市による再調査が実施されることとなった。 これについて教育委員会事務局が、各教育委員に第三者委員会調査が問題となり市による再調査が行われることとなった経緯を報告した文書	指導課	非公開	文書不存在
6-0174	6月28日	7月12日	請求	及び第三者委員会調査のどこに問題があったのかを教育委員会内で検証した文書を請求致します	指導課	非公開	文書不存在
6-0175	6月28日	7月11日	請求	6月24日に教育センター職員に面談した際に要望した事案について、これを記録し教育長に提出した文書	教育センター	全部公開	
6-0176	7月1日	7月15日	請求	以下の(1)～(8)までの情報について、電子交付にて開示を求めます。 なお、文書不存在である場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。 (1)「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下、本請求書では「業務量管理規則」と略します)には、罰則規定がありません。それはなぜなのか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0177	7月1日	7月19日	請求	2)「業務量管理規則」第3条第3項では、「前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定める。」とあります。そこで、「業務量管理規則」施行時から本請求書受理日までの間において、「(別に定められた)教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項」とは何か判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
6-0178	7月1日	7月19日	請求	(3)令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第1項(1)で定めた「1箇月について45時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0179	7月1日	7月19日	請求	(4) 令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第1項(2)で定めた「1年について360時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在
6-0180	7月1日	7月19日	請求	(5) 令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(1)で定めた「1箇月について100時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在
6-0181	7月1日	7月19日	請求	(6) 令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(2)で定めた「1年について720時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在
6-0182	7月1日	7月19日	請求	(7) 令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(3)で定めた「1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在
6-0183	7月1日	7月19日	請求	(8) 令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(4)で定めた「1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月」という定めを超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在
6-0186	7月1日	7月11日	請求	(事実関係1) 2024(令和6)年8月5日に「あげおEnglish Party」という企画が予定されています[主催：上尾市教育委員会、(協力)株式会社ジョイトークイーストジャパン(本請求書では「ジョイトーク」と略します)]。また、「ジョイトーク」と上尾市との契約(特記仕様書)では、次のように定められています(本請求書該当箇所のみ記載)。 * A L Tの勤務日は長期休業中を除く。 * 休業日に業務を行う場合は、指導課長または校長の指示により勤務日を振り替えることができる。 * 仕様書・特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。なお、変更があった場合には変更契約を結ぶものとする。 (1) 図記(事実関係1)に示した契約(特記仕様書)がある一方で、①長期休業日である8月5日に「ジョイトーク」に対してどのような協力を依頼したのか、 ②その場合のA L Tの勤務はどのように扱われるのか 以上が判別できる文書・資料等(契約の変更があった場合には、変更契約書)。	指導課	全部公開	
6-0187	7月1日	7月11日	請求	(事実関係2) 上尾市教育委員会HP(指導課のページ)には、「上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」募集案内」が掲載されています。その中で、「教えて！イングリッシュサロン」そこは上尾市にできた小さな外国。ネイティブスピーカーと、ゲームやディベートを通して、「生きた英語」(本物の英語)を楽しみませんか。」との記述があります。上記(事実関係2)にある「イングリッシュサロン」事業をおこなうにあたって「ジョイトーク」と交わした契約書・特記仕様書。	指導課	一部公開	第3号
6-0188	7月1日	7月11日	請求	上記(事実関係2)の「募集案内」には、【「生きた英語」(本物の英語)を楽しみませんか。】と記述してあるにもかかわらず、この案内には「イングリッシュサロン」「ネイティブスピーカー」「ディベート」など、英語ではなく、多くの「英語をカタカナ表記にしたもの」が見受けられます。そこで、案内文で英語をカタカナ表記にすることが、「生きた英語」(本物の英語)を楽しむことは矛盾しないことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0189	7月1日	7月11日	請求	(4) 請求人は、英語をカタカナ表記にすることは、英語の力をつけるうえで弊害となると考えています。そこで、【英語の授業等において、英語表記でなく「カタカナ表記」することの弊害あるいは教育的効果の有無】について検証した文献や資料等を、上尾市教育委員会事務局または学校として保有していることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0190	7月1日	7月11日	請求	上尾市教育委員会から各学校長宛てに発出した【上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」への参加者募集について】(同趣旨のものを含む)の「依頼文」または「通知文」の類。	指導課	全部公開	
6-0191	7月1日	7月11日	請求	上尾市教育委員会または各学校の校長から保護者宛てに発出した【上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」への参加者募集について】(同趣旨のものを含む)等の「依頼文」または「案内文」の類。なお、保護者対象のメールの場合は、依頼または案内の内容が判別できるもの。	指導課	全部公開	
6-0192	7月2日	7月16日	請求	「スクールロイヤー活用事業」に関して、後述する(1)～(3)についての情報について、電子交付にて開示を求めます。なお、文書不存在である場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。 「スクールロイヤー」に関して、『令和6年上尾市教育委員会第1回臨時会 会議録』では次のように記述されています。 (学校教育部次長)「スクールロイヤー活用事業」でございますが、学校で起こる様々な問題について、法的な観点から助言を行う弁護士を、新規に業務委託により設置するものでございます。いじめや不登校、保護者対応や体罰など、様々な諸課題を速やかに解決へとつなげること、また、教職員の負担軽減を図るものでございます。 この発言を踏まえて、以下の情報の開示を求めます。 (1) 「スクールロイヤー」を誰(あるいは、どの弁護士事務所など)に業務委託をしたのか、また、どのような契約内容であるかが判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
6-0193	7月2日	7月16日	請求	(2) 「スクールロイヤー活用事業」について、上尾市内各学校にどのような通知・案内をしたかが判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
6-0194	7月2日	7月16日	請求	(3) 2024(令和6)年4月1日から本請求書受理日までの間において、「スクールロイヤー」に対してどのような相談をしたのか、それについてどのような回答を得たかが判別できる文書・資料等。ただし、学校名・個人名は除く。	学務課	一部公開	第7号
6-0195	7月2日	7月16日	請求	(4) 上述の教育委員会臨時会の席上、学校教育部次長は、「(スクールロイヤー活用事業は)教職員の負担軽減を図るもの」であると発言しています。この発言の根拠や事例等が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0197	7月5日	7月29日	請求	以下の枠内は、公表されている『令和6年度上尾市立東小小学校学校だより第4号（令和6年7月1日）』（以下、本請求書では『学校だより7月号』と略します）から、本請求書に関連する部分を引用したものです。この記述に関連して、後述する（1）～（7）の情報の開示を求めます。なお、開示された情報は電子交付にてお願いいたします。また、文書不存在の場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。 （1）『学校だより7月号』の他の記述から、「東小スポーツday（運動会）」は、6月1日（土）に開催されたことが判別できます。そこで、東小小学校の県費負担教職員の6月1日における勤務時間の割り振りはどうなっていたのかが判別できる文書・資料等（当日の勤務の割り振りを伝達した職員会議等の資料、あるいは学校日誌の写しなどが想定されます）。	学務課	全部公開	
6-0198	7月5日	7月19日	請求	（2）「東小スポーツday（運動会）」における勤務時間の割り振りの際に、校長から「6月1日の出勤は朝〇時以降とすること」と伝えたこと（同趣旨の伝達を含む）が判別できる文書・資料等（学校日誌の写しや諸連絡の控等が想定されます）。	学務課	一部公開	第2号
6-0199	7月5日	7月19日	請求	（3）『学校だより7月号』には、「当日朝、私は開催判定のために、午前6時前に出勤しました。すると、既に2名の教員が運動場に出て、作業を始めていました」との記述があります。そこで、「午前6時前に作業を始めていた2名の教員」の6月1日の勤務の開始時刻および退勤時刻が判別できる文書・資料等（当該教員が自ら打刻したタイムカードまたはシステムで、打刻時刻が判別できるものが想定されます）。	学務課	一部公開	第2号
6-0200	7月5日	7月19日	請求	（4）「6時前に既に作業を始めていた2名の教員」は、普通に考えて、県費教職員の6月1日における勤務時間の割り振り開始時刻よりも前に「作業を始めていた」と考えられます。『学校だより7月号』の記述から、校長はそのことを知っているわけですから、当該2名の教員に対し、「（6時前から作業を始めたことについて）服務上どう扱うか」を伝えたと考えられます。そのことが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0201	7月5日	7月19日	請求	（5）「6時前に学校に来た2名の教員」が、6月1日当日、仮に自動車で学校に来る途中で事故を起こした場合、あるいは自動車利用でなくとも、学校に来る途中で事故に遭遇した場合、「公務（通勤）災害」に該当するか否かについて、校長として得ている情報が判別できる文書・資料等（手引き等の場合には、該当部分の目次あるいは見出しのみで可）。	学務課	全部公開	
6-0202	7月5日	7月19日	請求	（6）「公務（通勤）災害」に関して、校長として所属職員（県費教職員）に伝達していることが判別できる文書・資料等（上記6月1日に限定するものではなく、「公務（通勤）」災害にかかる一般的な伝達事項として）。	学務課	非公開	文書不存在
6-0203	7月5日	7月19日	請求	（7）公表されている「令和6年度上尾市立東小小学校学校経営方針」のP5には、次の記述があります。そこで、この「学校経営方針」において校長が示していること（オの教職員の時間外在校時間の縮減と学校における働き方改革の推進）と、上述の（3）における「6時前から作業を始めた教員」の勤務実態とが矛盾するものではないことが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0211	7月7日	7月19日	請求	【本請求にかかる事実関係①】 2024（令和6）年2月7日に開催された「令和5年度第2回上尾市総合教育会議」の席上、「イングリッシュサロン」に関して、学校教育部（長）から次のような発言がされています。 【本請求にかかる事実関係②】 また、「イングリッシュサロン」に関して、上述の「令和5年度第2回上尾市総合教育会議」では以下の資料が配布されています。 このとおり、「イングリッシュサロン」の取り組みについて、「英語系の地域クラブの創設は全国初」と大活字で強調しています。 ところが、上述の「第2回総合教育会議」開催後、市議会の予算特別委員会における質問に対する答弁、あるいは上尾市のHP（指導課のページ）で公表している【上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」募集案内（2024.06.21付交表）】では、「英語系の地域クラブ創設は全国初」という文言はまったく見当たりません。 そこで、【本請求にかかる事実関係①・②】のとおり、第2回総合教育会議の席上、市長の前で「英語系の地域クラブの創設は全国初」と協議したにもかかわらず、市議会予算特別委員会での答弁や、「イングリッシュサロン募集案内」で「英語系の地域クラブの創設は全国初」という文言を使用しなくなった理由が判別できる文書・資料等	指導課	非公開	文書不存在
6-0212	7月7日	7月19日	請求	上尾市HPの指導課のページに「令和5年度 特別的教育課程の実施状況について」と、それに対応する各小学校のURLが掲載されています。 このURLをクリックすると、特別的教育課程の実施状況に関する各学校の保護者へのアンケート結果が閲覧できるようになっているものと思われます。 しかしながら、保護者へのアンケートの自由記述が公表されている学校は、請求人が閲覧した限り、上尾小・中央小・富士見小・大石南小・芝川小・大石北小（計6校）のみとなっています。また、東小については、他のアンケート結果も含め、指定されたURLをクリックしても閲覧できません。 以上の事実を踏まえ、次の情報の開示を求めます。なお、開示される文書・資料等については、電子交付にてお願いいたします。 （1）大谷小・平方小・大石小・原市小・上平小・尾山台小・平方東小・原市南小・鴨川小・瓦葺小・今泉小・西小・東町小・平方北小・上平北小（計15校）の、「令和5年度 特別的教育課程の実施状況について」の保護者へのアンケートの自由記述が判別できる文書・資料等（自由記述のみで可）。	指導課	一部公開	文書不存在
6-0213	7月7日	7月19日	請求	（2）東小の「令和5年度 特別的教育課程の実施状況について」結果が判別できる文書・資料等（保護者へのアンケートの自由記述が判別できる文書・資料等を含むものであること）。	指導課	全部公開	
6-0214	7月9日	7月23日	請求	教育委員会学務課が、5月末から6月にかけておこなった各小・中学校へのヒアリング結果の報告を学務課長が学務課職員から受けた際、学務課長が各学校の働き方改革の進捗状況を確認したことがわかる文書	学務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0220	7月9日	7月22日	請求	下記の【証拠書類①・②・③】および「上記証拠書類①・②・③についての補足説明」を踏まえて、末尾の口枠内の情報の開示を求めます(後述の「上記証拠書類①・②・③についての補足説明」で述べたとおり、本請求書は上尾市長宛て=担当課は秘書政策課を想定しています)。 開示の際には、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開決定」の処分とされる場合でも、上尾情報公開条例第26条による丁寧な説明をお願いいたします。 「証拠書類①・②・③についての補足説明」 【証拠書類①】のとおり、請求人は「上尾市として「万博首長連合」に加入することによって入手した文書・資料・情報等。ただし、「万博首長連合」に加入することでしか得られない文書・資料・情報等であること」について情報公開請求をいたしました。 これに対して、「(文書不存在により)非公開決定」の通知がメールで配信されました(担当課=スポーツ振興課)。なお、原本は2024.07.09現在未着です。 そこで、この決定が腑に落ちない請求人は、「オリパラ首長連合」で検索をしたところ、【証拠書類②】の資料を了知しました。これは、「オリパラ首長連合」が「万博首長連合」に移行する経緯で、「首長連合に加入しているメリットは何か」という質問への回答となっています。すなわち、2021年11月18日現在では、「万博首長連合では、月1回程度、万博や地方創生の情報を(賛助会員に)配信する」とされています。 さらにこのことを検証するために、「万博首長連合(担当:事務局森田氏)」とメールのやり取りをした結果、【証拠書類③】のとおり、万博首長連合事務局から、「賛助会員の自治体宛に発信された情報についてですが、メール形式で週1回程度の情報を共有させていただいております」との回答を得ました。よって、【証拠書類①】で「文書不存在による非公開決定」の時は事実関係が異なっていることを確認いたしました。 以上検証したとおり、現在は「賛助会員の自治体宛てにメール形式で週1回程度の情報を共有している」事実があり、万博首長連合事務局から上尾市長宛てにメールが送信されているのは間違いないと考えられます。だとすれば、そのメールの管理をしている担当課は、「市長および副市長の秘書に関すること」を業務としている秘書政策課であると考えるのが自然です。 以上の事実を踏まえたうえで、次の情報の開示を求めます。 「万博首長連合事務局からメール形式で週1回程度送信されてくる情報」について、今年度送付された分を、メール文も	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
6-0223	7月10日	7月24日	請求	「上尾市立平方北小学校再編検討協議会委員」(以下、本請求書では「平方北小検討委員」と略します)および「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」について、後述の(1)～(8)までの情報の開示を求めます。 なお、開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「平方北小検討委員」には、公募による委員が含まれていると思われます。そこで、「平方北小検討委員」の公募委員の人数が判別できる文書・資料等。 なお、上尾市教育委員会6月定例会の議案32号の「3号委員」の5名とも公募の委員である場合には、その旨ご	教育総務課	全部公開	
6-0224	7月10日	7月24日	請求	(2)公募による「平方北小検討委員」の応募者数が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
6-0225	7月10日	7月24日	請求	(3)公募による「平方北小検討委員」を選考する「選考委員会(または同趣旨の委員会等)」のメンバーの人数・職名・氏名が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
6-0226	7月10日	7月24日	請求	(4)公募による「平方北小検討委員」を選考するために開かれた「委員会」(同趣旨の、会合を含む)の開催日時と出席者名が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
6-0227	7月10日	7月24日	請求	(5)「平方北小検討委員」を公募するにあたり、「基準」や「条件」を付けたことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0228	7月10日	7月24日	請求	(6)「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」の開催日時、傍聴定員、開催の事前予告の日時がそれぞれ判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0229	7月10日	7月24日	請求	(7)「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」に、教育長・教育委員が出席するか否か(予定で可)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0230	7月10日	7月24日	請求	(8)「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」に出席(または業務として参加)する予定の上尾市教育委員会事務局の職名と氏名が判別できる文書・資料等	教育総務課	全部公開	
6-0234	7月10日	7月24日	請求	上尾市内各小・中学校に勤務する県費教職員の2024年6月分の「時間外在校時間数」が判別できる文書・資料等(勤務日数が0日の職員を除く)。	学務課	一部公開	第2号
6-0236	7月11日	7月24日	請求	(2)上尾市長あるいは市の関係部局として、上述の住民監査請求を受けて、生涯学習課に対して「公文書管理の重要性」について伝達したことが判別できる文書・資料等(開示の際は、電子交付にてお願いいたします)。 なお、市全体に伝達したということではなく、生涯学習課に特化して公文書保存の重要性を伝達したことが判別できる文書・資料等であること。 また、文書不存在の場合であっても、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。 それでもなおかつ「文書不存在による非公開決定」のみの処分とされる場合には、請求人は「生涯学習課は、報酬の給決定という極めて重要な文書を保存していないにもかかわらず、上尾市長をはじめ、どこからも何のお咎めも無い」と判断いたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0259	7月18日	8月1日	請求	上尾市における「学校開放」については、「上尾市立学校施設の開放に関する規則」および同規則に関する細部要綱等に基づき、上尾市教育委員会HPで「上尾市立学校施設の開放について(校庭・体育館)」が示されていると思われます(【資料】参照)。 そこで、これらのことに関し、後述の(1)～(3)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に文書不存在であっても、上尾市情報公開条例第26条により、市民に対して丁寧な説明をお願いいたします。 (1)上尾市立富士見小・平方東小・西小・大谷小・大石南小(計5校)における、次の①～③の状況が判別できる文書・資料等。なお、対象期間は昨年度及び今年度とします(今年度は本請求書の受領日までで可)。 ①上記5校の校庭あるいは体育館を使用している団体名(ア)。 ②上記5校の校庭あるいは体育館は使用しておらず、登録のみをしている団体名。 ③上記(ア)の各団体が使用した回数および日時。	スポーツ振興課	一部公開	文書不存在
6-0260	7月18日	8月1日	請求	(2)【資料】にある「学校施設開放委員会」の規約または内規、またはそれに類した文書・資料等(校庭および体育館を使用する際のルール等が判別できる文書・資料等であること)。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
6-0261	7月18日	8月1日	請求	(3)上記5校それぞれの「学校施設開放委員会」の会合が開催された日時が判別できる文書・資料等。なお、対象期間は昨年度及び今年度とします(今年度は開催済みの日時および予定日時を含む)。	スポーツ振興課	一部公開	文書不存在
6-0270	7月23日	8月2日	請求	「上尾市平方北小学校学校編成検討協議会委員の委嘱又は任命について」の委員委嘱(特に3号委員について)経過(応募人数)	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第2号
6-0273	8月5日	8月19日	請求	7月29日指導課回答 回答 当時いじめ重大事態に対応した職員に確認するとともに、その対応経緯を整理した文書を踏まえて回答したものでございます。 上記の回答の「いじめ重大事態に対応した職員に確認した」ことがわかる文書を請求致します。	指導課	非公開	文書不存在
6-0275	8月6日	8月19日	請求	教科書採択に関わる、資料作成委員会に関わる資料のすべて	指導課	一部公開	第7号
6-0276	8月6日	8月20日	請求	教科書採択に関わる、教育委員会に関わる資料のすべて	教育総務課	一部公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0286	8月20日	9月3日	申出	上尾市の全市立中学校(中高一貫校含む)における、生徒の服装、装飾品、頭髮、化粧、乗り物、校外活動等の外見や言動に関して定めた校則に相当するルールが記載された下記文書(最新版) 公開を希望する文書 学則、生徒心得、生活心得、生活の決まり、ハンドブック、学校生活(生徒指導)のルール、校内の決まり、入学準備説明会資料、学校生活の規律、服務規程、教室掲示、公務の手引き、運用規定、生徒指導方針等	指導課	全部公開	
6-0293	8月26日	11月11日	請求	教職員の4〜7月の勤務時間データとヒアリング結果をもとに、全教職員の時間外在校等時間を月間45時間以内にするために、2学期からそれぞれの学校にどのような指示を出すかを決定したことがわかる文書	学務課	全部公開	
6-0294	8月26日	9月9日	請求	市議会にて採択された請願に対し、どのように対応するかは教育委員会事務局が決定し、教育委員会には翌月の会議で決定した内容を報告をすることと取り決めたことがわかる文書を請求致します。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0295	8月28日	9月11日	請求	(1) 請求人の理解では、情報公開請求において開示資料等の電子交付を選択した場合、次のような流れになると考えられます。 ①担当課から通知文と開示資料等がメールで届く。 ②担当課から①の連絡の数日後に通知文の原本が郵送される。 (請求人の通し番号2407-21)についてのスポーツ振興課の対応は、これとはまったく違う独自の対応となっています。そこで、なぜこのような対応になったのか判別できる文書・資料。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
6-0296	8月28日	9月11日	請求	(2) スポーツ振興課の連絡の中では、開示資料が期間限定での閲覧とされています。上述のとおり、請求人はスポーツ振興課が指定した期間は入院中であり、資料を閲覧することができませんでした。そこで、請求人の状況を確認もせずに「期間限定」の閲覧とした理由が判別できる文書・資料。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
6-0297	8月28日	9月11日	請求	スポーツ振興課の連絡の中で、「ダウンロード制限回数」が設定されています。そこで、なぜダウンロード制限回数を設けたのか判別できる文書・資料。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
6-0299	8月28日	9月10日	請求	2024.07.26に開催された「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」に関して、以下の(1)〜(4)での情報の開示を求めます。 (1)「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」の会議録。ただし、まだ作成中の場合には、「いつになれば閲覧可能か」について、「上尾市情報公開条例」第26条にしたがい、丁寧な説明をお願いいたします。	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
6-0301	8月28日	9月10日	請求	(2)-2 西倉教育長は、「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」の最後まで出席していたか否かが判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
6-0302	8月28日	9月10日	請求	(2)-3 もし上記(2)〜2において、西倉教育長が平方北小学校再編検討協議会委員の「委嘱・任命式」のみ出席していた場合、直後におこなわれた「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」には出席しなかったのが判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	非公開	文書不存在
6-0303	8月28日	9月10日	請求	(2)-4 上記(2)〜3において、西倉教育長が「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」には出席しなかったのが「公務のため」という理由であった場合、その「公務」とは何か判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	非公開	文書不存在
6-0304	8月28日	9月10日	請求	(3) 西倉教育長の2024年7月の勤務表(公務の予定などが判別できるものであること)。	教育総務課	全部公開	
6-0305	8月28日	9月10日	請求	(4)名簿を見る限り、「第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会」には、5名の教育委員の誰ひとりとして出席していないと思われませんが、「なぜ教育委員は第1回上尾市立平方北小学校再編検討協議会に出席しないのか」、その理由が判別できる文書・資料等。もしも「文書不存在」という処分になる場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条にしたがい、丁寧な説明をお願いいたします	教育総務課新しい学校づくり推進室	非公開	文書不存在
6-0307	8月31日	9月13日	請求	公表されている「上尾市英語クラブ/イングリッシュサロン」は、2024年7月・8月については「ブレ事業期間」として【資料1】の日程で開催されたと思われます。 この事業に関して、後述する(1)〜(3)までの情報の開示を求めます。 (1) 上尾公民館・平方公民館の各日程(7/20・7/27・8/31)における参加者数と自動・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生〇名・中学生〇名)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0308	8月31日	9月13日	請求	(2) 上尾公民館・平方公民館それぞれの日程毎(すなわち、計6日間)に、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外)の誰が立ち合い(または視察)しているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0309	8月31日	9月13日	請求	(3) 上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割振り変更」を1どのようにしているかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0311	9月4日	9月18日	請求	(1) 上述の「触れる地球儀SPHERE II」の財産取得(または寄付収納)の証拠書類。	教育総務課	全部公開	
6-0312	9月4日	9月18日	請求	【資料1】の②に、「寄附者の丹田益生さんは、平成30年にも市立大石小学校に「触れる地球」を寄附しており」とあります。そこで、この記述を裏付ける証拠書類(財産取得または寄付収納等の書類が想定されます)。	教育総務課	全部公開	
6-0313	9月4日	9月18日	請求	上尾市立大石小学校において、令和6年度(4/1〜8/31)に「触れる地球」を授業等で活用したことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0314	9月4日	9月18日	請求	【資料1】の③に、2023.11.10の【「触れる地球」感謝状贈呈式】の際に竹村眞一京都芸術大学教授によるプレゼンテーションが行われたという記述があります。そこで当該プレゼンテーションについて、竹村眞一氏に対して、公費から何らかの対価(報酬費や役務費、旅費などの実費弁償等)が支払われていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0316	9月4日	9月18日	請求	教育総務課として保有しているSPHERE II 活用の先進事例が判別できる文書・資料。および当該財産(触れる地球SPHERE II)の取得後、2024年8月末までに教育総務課としてどのように有効活用してきたかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0318	9月4日	9月18日	請求	上記で、1年間分の期限を過ぎた場合は、「地球儀に付属する操作端末やインターネットの接続料やメンテナンス費用」について、「誰がいくら負担するのか」が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0319	9月4日	9月18日	請求	【資料3】で、指導課長は「年間計画の位置づけについても今後検討し、研修会等で研修主任等に伝えていく予定でございます」と発言しています。そこで、年間計画の位置づけについて、教育委員会事務局として検討した結果が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0320	9月4日	9月18日	請求	【資料3】で、指導課長は「年間計画の位置づけについても今後検討し、研修会等で研修主任等に伝えていく予定でございます」と発言しています。そこで、年間計画の位置づけについて、教育委員会事務局として検討した結果が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0321	9月4日	9月18日	請求	(11) 上述の「触れる地球儀SPHERE II」の財産取得(または寄付収納)を行ってから2024年8月末までの間、上尾市立各中学校(向原分校を含む)において、「触れる地球儀SPHERE II」を授業等で活用したことが判別できる文書・資料等。開示される文書・資料等は向原分校を含む各中学校別であること。	指導課	全部公開	
6-0322	9月5日	9月19日	請求	上尾市立西小学校の令和6年8月29日付けの「西小だより」に、「夏休み中、地域の会合への参加やカーテンの洗濯等にご協力をいただきましたPTA会員の皆様には、心から感謝申し上げますとともに・・・(後略)」との記述がありますが、学校側からPTA会員に洗濯の依頼をしたカーテンとは、西小学校内のどの部屋(またはどの施設)のカーテンなのか判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0323	9月5日	9月19日	請求	上尾市立西小学校における、令和4年度・5年度・6年度（6年度は9/4まで）の「役務費」の予算執行状況が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0324	9月5日	9月19日	請求	上記で、教室等のカーテンの洗濯を公費の役務費で支出していない場合、「なぜ西小学校では公費の支出しないのか」その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0325	9月5日	9月19日	請求	上尾市内小中学校において、「教室等のカーテンの洗濯」を役務費で支出している学校の有無が判別できる文書・資料等。ただし、令和4年度から現在（2024.9.4）までとします。	教育総務課	一部公開	第3号
6-0327	9月6日	9月13日	請求	請求人の理解では、昨年度（令和5年度）については、教育委員会事務局各課から上記「法務官」への相談が散見されました。また、今年度から新設された「スクールロイヤー」に対して、各学校から相談ができることは知しています。そのうえで、教育委員会事務局各課からの「法務官への相談」についての棲み分けはどうするのかについて判別できる文書・資料等（教育委員会事務局各課からスクールロイヤーへの相談はできるのかできないのかを含めて）。	学務課	全部公開	
6-0328	9月6日	9月19日	請求	6月市議会で採択された請願について、上尾市教育委員会8月定例会に「請願の処理経過及び結果の報告について」との報告したのが判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
6-0329	9月6日	9月19日	請求	上尾市議会令和4年9月定例会で採択された「小中学校における特別教室及び給食調理室へのエアコン設置に関する請願」については、なぜ上記令和6年8月定例会と同様に、後日の教育委員会定例会において「採択された請願」として特化した報告事項としなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0330	9月6日	9月19日	請求	上尾市議会令和4年9月定例会で採択された「教育機会確保の附帯決議に基づく不登校児童生徒への多様な学習機会への経済的支援を求める請願書」については、なぜ上記令和6年8月定例会と同様に、後日の教育委員会定例会において「採択された請願」として特化した報告事項としなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
6-0331	9月6日	9月19日	請求	上尾市議会令和4年12月定例会で採択された「学校給食における低アレルギー献立の取り組みを求める請願書」については、なぜ上記令和6年8月定例会と同様に、後日の教育委員会定例会において「採択された請願」として特化した報告事項としなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0332	9月6日	9月19日	請求	上尾市議会令和5年3月定例会で採択された「市内教育機関等においてマスク着脱を強制しないことおよび黙食指導の見直しを求める請願書」については、なぜ上記令和6年8月定例会と同様に、後日の教育委員会定例会において「採択された請願」として特化した報告事項としなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0340	9月9日	9月23日	請求	請求人は、今年度おこなった情報公開請求（請求人による通し番号2404-10）により、以下の情報を得ました。 ①上尾市内中学校の教員（県費負担）の令和6年度の勤務時間は、8：15～16：45である（上教学第183号）。 ②市内中学校では、全校、年度当初の職員会議で「部活動顧問」を決定している（上教学第184号）。 ③平日の部活動の活動時間は、休憩時間（分割された後半）と重なっていることが多い（公開された2023年9月の各中学校の活動実績表）。 ④定められた退勤時刻（16：45）は、多くの部活動の活動時間中である（公開された2023年9月の各中学校の活動実績表）。 ⑤市内いずれの中学校でも、平日の部活動において、部活動顧問の休憩時間についてどう扱われているのが判別できる文書・資料等は不存在である（上教学第108—1号）。 ⑥市内いずれの中学校でも、平日の部活動において、活動時間中に部活動顧問の退勤時刻になった際に、服務上どう扱われるのが判別できる文書・資料等は不存在である（上教学第108—2号）。 以上の事実から、上尾市内の中学校では、全校、教員の休憩時間（分割された後半）や退勤時刻が実質的に守られておらず、しかも、そのことについての扱いも明文化されていません。これらは、明らかに条例や規則、また、労基法にも抵触しています。 そこで、上尾市教育委員会として、上記の事実（法令違反の事実を含む）について、請求人の情報公開請求を契機に（それ以前も含む）、各学校に対してどのような指導をおこなっているのが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0346	9月11日	9月24日	請求	以下の【資料1】【資料2】は、請求人が情報公開請求で入手した資料です。これらの事実に基づき、後述の（1）・（2）についての情報の開示を求めます。 （裏面に教示を記載） （1）【資料1】では、西倉剛氏以外の事務局職員の配車の欄には車名（ノアやプロボックス等）が記載されているにもかかわらず、西倉剛氏の欄には車名でなく、「教育長車」との記載がされています。その一方で、【資料2】では、上尾市長 島山裕名で、7/26当日教育長が利用した公用車は「トヨタのカムリ」であり、「市の公用車において、「教育長車」という区分はございません」と説明されています。そこで、なぜ西倉剛氏の配車の欄に「カムリ」と記載しなかったのが判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	非公開	文書不存在
6-0347	9月11日	9月24日	請求	（2）市の公用車については、上記【資料2】の上尾市長 島山裕名の説明のとおり、「教育長車」という区分は無いにもかかわらず、なぜ【資料1】の表の西倉剛氏の配車の欄に、わざわざ「教育長車」と記載をしたのが判別できる文書、資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	非公開	文書不存在
6-0348	9月11日	9月25日	請求	上尾市のいじめ重大事態について、 1 被害者児童生徒の教育を受ける権利が守られているかを教育委員会が調査したことがわかる文書	指導課	一部公開	第2号
6-0349	9月11日	9月25日	請求	2 教育委員会が自ら調査をする必要があるかどうかを検討したことがわかる文書	指導課	一部公開	第2号
6-0352	9月13日	9月27日	請求	以下の【資料】は、公表されている「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」から、本請求書に関連する部分を引用したものです。この記述に関し、後述の（1）～（5）についての情報の開示を求めます。（1）「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」（以下、『基本方針』と略記）における「4 教員の働き方改革と部活動」についての記載は上記のとおりですが、なぜ、教育職員の業務量の適正な管理を定めた「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の存在について言及しないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0353	9月13日	9月27日	請求	（2）請求人が情報公開請求により入手した資料（令和6年5月30日 上教学第183号）によれば、上尾市内中学校の教育職員（県費負担教育職員）の勤務時間は、8：15～16：45となっています。そこで、なぜ『基本方針』では、「上尾市の中学校の教員は、平日は16：45に退勤できる」という大前提について言及しないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0354	9月13日	9月27日	請求	（3）情報公開請求により入手した資料（令和6年5月30日 上教学第184号）によれば、市内中学校では、全校、年度当初の職員会議で「部活動顧問」を命じられているという事実について、なぜ『基本方針』では言及しないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0355	9月13日	9月27日	請求	（4）前記（3）に関連して、なぜ『基本方針』では「各中学校では、現状、部活動顧問への就任は選択制となっていない」事実について言及しないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0356	9月13日	9月27日	請求	(5) 情報公開請求により入手した資料(令和6年5月17日 上教指第409号部活動予定表)によれば、市内各中学校では、平日の部活動の活動時間は、休憩時間(分割された後半)と重なっていることが多いという事実が明らかになっています。そこで、なぜ『基本方針』では「各中学校では、平日の部活動活動時間は、教員の休憩時間と重なっている実態がある」事実について言及しないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0357	9月13日	9月27日	請求	以下の【資料】は、公表されている「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」から、本請求書に関連する部分を引用したものです。この記述に関し、後述の(1)～(4)についての情報の開示を求めます。 (1) 上記(2) 教員の働き方改革の推進の項目の中に、なぜ「市内各中学校における退勤時間(現状どの中学校も16:25)の徹底」という文言を加えないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0358	9月13日	9月27日	請求	(2) 上記(2) 教員の働き方改革の推進の項目の中に、なぜ「教員の休憩時間の確保」という文言を加えないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0359	9月13日	9月27日	請求	(3) 上記(2) 教員の働き方改革の推進の項目の中に、なぜ「部活動顧問の選択制の推進」という文言を加えないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0360	9月13日	9月27日	請求	(4) 請求人は、上記(1)～(3)については、部活動の地域移行にかかる「教員の働き方改革」に向けて必須条件であると同時に、唯一の解決策であると考えています。しかしながら、公表されている「上尾市立中学校部活動の地域移行推進協議会(令和5年度第1回～第3回、令和6年度第1回)」の会議録を見る限り、上記(1)～(3)については、事務局からの説明が無いばかりか、協議会委員による議論も全くなされていません。その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0361	9月16日	9月30日	請求	「上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会」の議事録(会議録)。 対象期間については、請求人は令和5年度第1回の会議録は入手済みであることから、令和5年度第2回分から、本請求書受理日(9月17日)を想定)までに開催された推進委員会の会議録とします。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在のため非公開」という処分とされた場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします(その場合には通知書の備考欄に記載願います)。	学務課	全部公開	
6-0362	9月16日	9月27日	請求	請求人は令和6年9月10日付け上教指第43号・44号文書により、「第1回上尾市立平北方小学校再編検討協議会 会議録」の公開および電子交付を受けました。また、同会議録は、「上尾市会議録作成要領」により、「要点筆記」であると思われます。 そこで、「第1回上尾市立平北方小学校再編検討協議会 会議録」の元となった同再編検討協議会の音声データ(上尾市公文書管理条例第2条2)によります。 開示の際は、電子交付にてお願いいたしますが、可能でしたら、元の音声データのテキスト版の公開を望みます(テキスト版が無い場合には、音声データを自宅のPCで聞くことが可能となるよう電子交付をお願いいたします)。なお、もしも「文書不存在のため非公開」という処分とされた場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします(その場合には通知書の備考欄に記載願います)。	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第2号
6-0363	9月17日	10月1日	請求	上尾市議会2024年9月定例会において、「議案第72号 教育委員会委員の任命について」が議案となっています。提案理由は「教育委員会委員大塚崇行氏の任期は令和6年9月30日で満了となるが、後任として岩鉄由美氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を得るもの」とされています。このことに関して、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 (1)「上尾市教育委員会委員の定数を定める条例」により「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書の規定に基づき、上尾市教育委員会委員の定数を5人とする」とされていることから、上述の市議会議案第72号の提案となったと思われます。 しかしながら、請求人が例月の教育委員会定例会の傍聴、また、教育委員会の会議録を確認する限り、教育委員からは教務事務局の提案する議案等に対して反対の立場からの意見は出ず、かつ、教育委員同士の教育的議論も皆無であり、さらに、20年の長きにわたり事務局提案の議案について「全員一致・異議無し」の状態が続いていること、加えて、地教行法4条には「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する」と謳われているにもかかわらず、委員が同年代の男性に偏っていること等を考慮すれば、上尾市の教育委員の人数は、地教行法の定めにある「4人」で十分であると言えます。 そこで、なぜ「上尾市教育委員会委員の定数を定める条例」において、教育委員の定数を5人としているのか、その必要性が市民にも判別できる文書・資料等(「委員の数を5人に行っている必要性」についての情報を求めているのであって、「条例に定めてあるから」などというのは「必要性」の説明になりません)。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0364	9月17日	10月1日	請求	(2)市議会9月定例会議案第72号では、「後任として岩鉄由美氏を任命する」とされています。そこで、教育委員候補の岩鉄由美氏について、地教行法第4条第2項で謳う「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」であることが市民にも判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	第2号
6-0365	9月18日	9月27日	請求	毎年、市内各小・中学校から、上尾市教育委員会宛てに次年度の教材備品の要望が出されていると思われます。その中で、「触れる地球」・「SPHERE」・「デジタル地球儀」の要望が出されているか否かが判別できる文書・資料等。ただし、情報公開請求の対象等は次のとおりです。 *対象校は、市内小中学校全校とします。 *対象期間は、令和2年度備品要望から令和6年度備品要望までとします(提出は各前年度になります。たとえば、令和6年度備品要望は令和5年度に提出された分となります)。 *品名(触れる地球・SPHRER・デジタル地球儀)および学校から出された見積書(空欄を含む)が判別できる文書・資料等であること。	教育総務課	一部公開	文書不存在
6-0368	9月22日	10月4日	請求	後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在のため非公開」という処分とされた場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします(その場合には、通知書の備考欄に記入願います)。 (1) 上尾市教育委員会の教育委員である大塚崇行氏は、2016(H28)年10月1日～2024(R6)年9月30日(予定)まで約8年にわたり、教育委員の職にありま(教育長職務代理者就任期間を含む)。 そこで、大塚崇行氏が教育委員に就任している期間中(教育教育長職務代理者就任期間を含む)に、「上尾市教育委員会会議規則第6条(下記)」に基づき、自ら(教育委員同士の複数提案・提示を含む)主体的に(すなわち、事務局提案の議案の追認ではなく)議案あるいは動議を提出したことが判別できる文書・資料等 (*)「上尾市教育委員会会議規則」第6条 委員は、議案及び動議を提出することができる。	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0369	9月22日	10月4日	請求	(2) 西倉剛氏は、2022 (R4) 年4月1日から現在 (2024年9月22日) まで、約2年半にわたり上尾市教育委員会教育長の職に就いています。 そこで、西倉剛氏の教育長就任の期間内に、自ら主体的に企画等をして進めた教育施策や事業等があることが判別できる文書・資料等。 ここで言う「自ら主体的に」の意味は、教育委員会事務局提案の議案等を追認することではなく、あくまでも西倉剛氏が教育長としてのリーダーシップを発揮してすすめた教育施策や事業等であること (起案書や会議録等に「これは教育長自らが提案した事業である」などの文言が判別できればベスト)。 なお、本情報公開請求に大して、「文書不存在のため非公開」という処分が下されたうえ、備考欄にも何らの説明もない場合には、請求人は「この2年半の間、西倉剛教育長が自ら主体的に進めた教育施策や事業等は皆無である」と判断いたします。	教育総務課	全部公開	
6-0374	9月24日	10月8日	請求	令和8年度使用中学校教科用図書採択教科書研究員名簿	指導課	全部公開	
6-0378	9月25日	10月9日	請求	(4) 上広第293号には「ご提言いただいたペナルティを課すことについてですが、(後略)」との記述がありますが、請求人が2024.09.02付けで提出した「政策提言」では、以下のとおり「ペナルティを課すこと」は求めています。 このとおり、「実効性のある規則にするために」という、極めて緩やかな文言を使用した上で、政策提言をしています。なぜ緩やかな文言を使用したかと言えば、上広第217号により「罰則については条例でなければ設けることができないので、提言については対応いたしかねる」とされ、請求人の提言は全否定されてしまったことから、2回目の「政策提言」では、上記のような極めて緩やかな文言になった次第です。	学務課	非公開	文書不存在
6-0380	9月25日	10月9日	請求	下記枠内の【資料】は、総務課より職員宛にてに通知された文書を引用したものです。2024.09.24現在、請求人に「文書非公開決定」処分の通知が電子交付されたのは、上下水道部経営総務課・都市整備部道路河川課・環境経済部農政課の三課のみであり、いずれも備考欄に茶菓子等を受け取った旨記載がありましたが、請求人は「他の課でも贈答品を受け取っているのではないか」と考えています。 そこで、請求人はあらためて「市長及び副市長の秘書に関すること」を担当している秘書政策課、および「教育長の秘書に関すること」を担当している教育総務課に対して、「令和5年4月1日から令和6年8月31日までの間に、各種事業者等より物品等の贈答を受けていないことが判別できる文書・資料等」の開示を求めるものです。(たとえば、贈答簿またはそれに類した文書等の令和5年4月1日から令和6年8月31日の間が空欄になっていることが判別できる文書・資料等が想定されています)。なお、本請求書は上記二課を対象にした情報公開請求するものであり、前回提出してなくとも、「上尾市情報公開条例」違反については指摘しないことを申し添えます。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0381	9月26日	10月8日	請求	後述の(1)～(6)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在のため非公開」という処分とされた場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします(その場合には、通知書の備考欄に記入願います)。 (1) 今年度(令和6年度)、上尾市教育センターにスクールソーシャルワーカー(SSW)が何人配置されているか、また、勤務条件の内容(年間・週あたりの勤務日数、1日あたりの勤務時間、日給の額)が判別できる文書・資料等	教育センター	全部公開	
6-0382	9月26日	10月8日	請求	(2) 今年度(令和6年度)、上尾市教育センターに教育心理専門員が何人配置されているか、また、勤務条件の内容(年間・週あたりの勤務日数、1日あたりの勤務時間、給与の額)が判別できる文書・資料等	教育センター	全部公開	
6-0383	9月26日	10月8日	請求	(3) 今年度(令和6年度)、上尾市教育センターに教育相談員が何人配置されているか、また、勤務条件の内容(年間・週あたりの勤務日数、1日あたりの勤務時間、給与の額)が判別できる文書・資料等	教育センター	全部公開	
6-0384	9月26日	10月8日	請求	(4) 今年度(令和6年度)、上尾市教育センターに学校適応教室指導員が何人配置されているか、また、勤務条件の内容(年間・週あたりの勤務日数、1日あたりの勤務時間、給与の額)が判別できる文書・資料等	教育センター	全部公開	
6-0385	9月26日	10月8日	請求	(5) 今年度(令和6年度)、市内小中学校に「さわやか相談員」が何人配置されているか(小・中学別)。および、勤務条件の内容(年間・週あたりの勤務日数、1日あたりの勤務時間、給与の額)が判別できる文書・資料等	教育センター	全部公開	
6-0386	9月26日	10月8日	請求	(6) 上記(1)～(5)までの職員が上尾市の会計年度任用職員であるか否かが判別できる文書・資料等	教育センター	全部公開	
6-0387	9月27日	10月11日	請求	教育委員会制度は、教育委員で構成される教育委員会が重要な事項について方針を決定し、住民の意向を反映させる教育行政を行なうこととなっている。 しかし、上尾市教育委員会では、重要な住民の意向である請願への対応について、教育委員会に一切諮ることなく、方針を決定する権限が無く、規則・規程にも何ら定められていない事務局が方針を決定している。これについて教育総務課に改善することを9月12日に要望したことに対し、教育長、教育委員会事務局で協議したことがわかる文書を請求致します。	教育総務課	一部公開	第2号
6-0388	9月27日	10月8日	請求	以下の【資料】は、2024(令和6)年2月7日に開催された『令和5年度第2回上尾市総合教育会議/会議録』からの引用です。この『会議録』を踏まえたうえで、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 (1) 上尾市教育委員会 令和6年9月定例会の「報告事項2」の関連資料『令和6年度上尾(上平・平方・原市・大石・大谷)公民館事業計画』に、なぜ「イングリッシュサロン」の計画が記載されていないのか、その理由が市民に判別できる文書・資料等。 ※上記【資料】に記載されているとおり、2024.02.07の「総合教育会議」の時点で「(イングリッシュサロンは)月3回土曜日に各公民館で開催」と学校教育部長から報告がされており、『令和6年度各公民館事業計画』にイングリッシュサロンの開催予定が記入されていないのは不自然であり、強く疑問が生じるため)。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0389	9月27日	10月8日	請求	(2) 令和6年9月定例会の「報告事項2」の関連資料『令和6年度上尾(上平・平方・原市・大石・大谷)公民館事業計画』にかかる決裁文書またはそれに類した文書・資料等	生涯学習課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0421	10月9日	10月18日	請求	【資料】に基づき、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 (1) 上記「令和6年度 上尾市PTA連合 第2回意見交換会」における全ての文書・資料等(とりわけ、会の「次第」4の(1)と(2)関連の全ての文書・資料等)。 なお、上記【資料】の文書により、【問い合わせ先】が生涯学習課の家庭教育支援員であることが明らかになっています。したがって、本情報公開請求においては、「令和6年度 上尾市PTA連合会 第2回意見交換会」に関連して、上尾市PTA連合会事務局/大塚 明家庭教育支援員が入手またはあらかじめ用意した「令和6年度 上尾市PTA連合会 第2回意見交換会」関連の全ての文書・資料等を含むものであること。	生涯学習課	一部公開	第2号・第3号
6-0422	10月9日	10月18日	請求	(2) 上記「令和6年度 上尾市PTA連合会 第2回意見交換会」の会議録または類似した記録簿の類(会合の様子を記したメモ類でも可)。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0423	10月9日	10月18日	請求	(3) 上記「令和6年度 上尾市PTA連合会 第2回意見交換会」に参加(出席)した上尾市職員(会計年度任用職員を含む)の職・氏名が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0424	10月9日	10月22日	請求	次の【資料】に基づき、後述の枠内の情報の開示を求めます。 【資料】公表されている『令和6年度 上尾小学校学校経営方針』より 上記のとおり、公表されている『令和6年度 上尾小学校学校経営方針』には、「校長の行動指針」の⑤として、「教職員向けの「校長室だより」を発行し…」との記述があります。 そこで、2024年3月1日～2024年10月9日までに発行された上尾市立上尾小学校の教職員向け「校長室だより」(対象期間内のものは全て)の開示を求めます。 なお、『校長室だより』の中に児童生徒・保護者名・納入業者名(連絡先等を含む)が認められる場合、その部分は黒塗り可。	指導課	一部公開	第2号
6-0425	10月10日	10月25日	請求	次の【資料】に基づき、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 【資料】広報広聴課長より教育総務課長宛ての令和4年10月5日付け事務連絡(情報公開請求により入手) (1) 上記「事務連絡」に記載されている「請願の処理の経過並びに結果報告について(依頼)」について、教育総務課長から広報広聴課長への「回答」の内容が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0426	10月10日	10月23日	請求	(2) 上記(1)の「回答」については、回答期限が令和4年10月31日となっています。そこで、「回答」を広報広聴課に提出した後、どのように上尾市教育委員会に報告をしたのが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	第7号
6-0430	10月11日	10月25日	請求	※西倉教育長の2024年10月11日の動静(勤務・出張など)が判別できる文書・資料等(10月11日が含まれていれば、月の予定あるいは動静表でも可)。	教育総務課	全部公開	
6-0436	10月13日	10月25日	請求	(6) 今後「イングリッシュサロン」の参加状況を「広報あげお」等に掲載する予定の有無が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0438	10月13日	10月24日	請求	上尾市HP『トビックス』に、2024年10月3日更新として、「富士通陸上競技部所属の岡田久美子選手が畠山市長を表敬訪問しました」との記事が掲載されています。 そこで、この「表敬訪問」について、岡田(森岡)久美子氏に上尾市から何らかの費用が支払われているか否かが判別できる文書・資料等(報償費、旅費、あるいは食糧費等を含む)。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
6-0439	10月13日	10月25日	請求	上尾市の「イングリッシュサロン」に関して、【資料1】～【資料4】に基づき、後述の(1)～(7)の情報の開示を求めます。 【資料1】令和6年度第1回上尾市総合教育会議(2024.7.23開催)『会議録』より、本請求書関連部を引用 【資料3】「イングリッシュサロン」9月実施状況(情報公開請求にて入手) 【資料4】上記資料に基づき、請求人が作成した「イングリッシュサロン」参加率等 以上の【資料】に基づき、次の(1)～(7)についての情報の開示を求めます。開示の際は、担当課職員と面談のうえ、開示資料を閲覧させていただき、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、もしも「文書不存在による非公開」処分とされた場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条による市民への丁寧な説明をお願いいたします。 (1) 【資料1】のとおり、「令和6年度第1回上尾市総合教育会議」の席上、瀧澤学校教育部長は「イングリッシュサロン」の参加率について「多いところが8割」「平均すると6割ぐらいの参加率」と発言しています。しかしながら、請求人が情報公開請求で入手した【資料2】・【資料3】およびそれらに基づき請求人が作成した【資料4】により、7月のプレ事業では参加率の最高が上尾公民館(9/20)の60.0%、他の日程では20.0%～43.3%となっています。 また、もしも9月の参加予定を含めての発言だとしても、9月は3.3%～58.8%と極めて少ない参加率となっています。そこで、瀧澤学校教育部長による、「令和6年度第1回上尾市総合教育会議」の席上における「多いところが8割」「平均すると6割ぐらいの参加率」の発言の根拠となる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0440	10月13日	10月25日	請求	(2) 【資料2】により、7/20のプレ事業については、教育長・部長(以上上尾公民館および平方公民館)・次長(上尾公民館)が視察していることが明らかになっています。そこで、7/20の「イングリッシュサロン・プレ事業」に関して、教育長・学校教育部長・学校教育部次長それぞれが教育委員会または教育委員会事務局内部にどのような報告をしているかが判別できる文書・資料等(教育長・部長・次長3名それぞれの報告の開示を求めます)。	指導課	全部公開	
6-0441	10月13日	10月22日	請求	(3) 【資料3】により、9/7の「イングリッシュサロン」について、生涯学習課副主幹1名が視察していることが明らかになっています(視察会場は不明)。 そこで、当該副主幹が教育委員会または事務局に向けてどのような報告をしたのが判別できる文書・資料等(復命書あるいは出張報告書の類が想定されます)。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0442	10月13日	10月25日	請求	(4) 【資料3】により、9/21の「イングリッシュサロン」(会場＝原市民公民館)について、矢野教育委員が視察していることが明らかになっています。そこで、矢野教育委員が教育長または教育委員会に対してどのような報告をしたのが判別できる文書・資料等。なお、請求人は、9月の教育委員会を傍聴しましたが、矢野委員から「イングリッシュサロン」視察の報告はされなかったと思われます。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0443	10月13日	10月25日	請求	(5) 各学校では「イングリッシュサロン」について、生徒・保護者に向けて事前に開催予告や連絡をしていると考えられます。しかしながら、【資料3】により、原市中学校の体育祭開催日(9/14)に「イングリッシュサロン」を実施しています。そこで、このように状況になった経緯が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0444	10月13日	10月25日	請求	(6) 【資料3】で、9/14に原市民公民館で開催された「イングリッシュサロン」に中学生が1名参加していますが、当該生徒は原市中学校の生徒であるか否かが判別できる文書・資料等(生徒の個人名を除く)。	指導課	一部公開	第2号
6-0445	10月13日	10月25日	請求	(7) 【資料4】により、プレ事業を含めても9月実施分まで、「イングリッシュサロン」については、いずれの回も6割以下の参加率となっています。 そこで、現時点でこうした現状について教育委員会としてどのように考えているか(今後どうするつもりなのかを含めて)が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第6号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0446	10月13日	-	請求	「イングリッシュサロン」に関し、【資料1】～【資料3】に基づき、後述の情報の開示を求めます。 【資料1】『部活動改革』リーフレットno. 4 (令和6年9月発行)より 【資料2】上尾市英語クラブ(イングリッシュサロン)会場別実施計画 より 【資料3】『部活動改革』リーフレットno.4 (令和6年9月発行) より (1) 【資料1】に令和6年9月7日(土)の活動の様子から※4会場(上尾・平方・大石・上平公民館)で実施との記述がありますが、【資料2】には9月7日(小=芝川小)とあります。そこで、9月7日の上平地区の会場はどこであったか判別できる文書・資料等。	指導課	取下げ	
6-0447	10月13日	-	請求	(2) 【資料1】に、「4会場をオンラインで繋ぎ…」との記述がありますが、4会場をオンラインで繋いで活動したことが判別できる文書・資料等。	指導課	取下げ	
6-0448	10月13日	-	請求	(3) 【資料3】に、★参加者事前アンケート調査より(令和6年7月 プレ事業参加者を対象に実施)とありますが、当該アンケートの設問と結果が判別できる文書・資料等(ただし、児童生徒の個人名を除く)。	指導課	取下げ	
6-0449	10月13日	-	請求	(4) 【資料1】に関し、上尾市教育委員会事務局として、「英語で話することが1番得意とする人数が少ない」ことをもって、「英語が話せるようになりたい、という生徒のニーズがある」と言える根拠が判別できる文書・資料等。	指導課	取下げ	
6-0457	10月18日	11月1日	請求	(3) 「上尾市環境推進大会」当日の大谷中学校吹奏楽部顧問の勤務時間(予定でも可)が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
6-0458	10月18日	11月1日	請求	(4) 「上尾市環境推進大会」当日における大谷中学校吹奏楽部顧問の勤務について、「休日の部活動従事時間」なのか、それともほかの日に振替(割り振り変更)を伴う勤務なのか判別できる文書・資料等(予定でも可)。	学務課	一部公開	第2号
6-0462	10月18日	3月3日	請求	(8) 土曜日に開催される「上尾市環境推進大会」で大谷中吹奏楽部が演奏し、顧問が引率または現地指導するのは、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」で掲げられている「総業務量の削減」方針に反していると請求人は考えます。そのことに関して、大谷中学校としての方針や考えが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0465	10月17日	10月30日	申出	上尾市長または上尾市教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む)の写しと担当課。※約款は不要です。(保険始期が令和5年10月1日～令和6年9月30日のもの)	生涯学習課	一部公開	第2号・第3号・第7号
6-0468	10月17日	11月1日	申出	上尾市長または上尾市教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む)の写しと担当課。※約款は不要です。(保険始期が令和5年10月1日～令和6年9月30日のもの)	指導課	一部公開	第2号・第3号・第7号
6-0474	10月20日	11月1日	請求	請求人は、次頁の【資料1】のとおり、2024.06.10に他の市民1名と連名で、上尾市教育委員会に大して『仮称「教育懇談会」開催に関する請願』(以下、本請求書では『請願』と略します)を提出いたしました。しかしながら、『請願』を提出して以降、教育委員会定例会において、6月～9月までの4か月間にわたり『請願』が審査されることは全く無いばかりか、公表された「令和6年教育委員会10月定例会」の議案を見ても『請願』が審査される予定はありません。さらに、『請願』がどう扱われているのかについて、上尾市教育委員会から請求人および連名の市民に向けて、何らの連絡もありません。これらのことに関し、次の(1)～(4)の情報の開示を求めます。 (1) 請求人が他の市民1名と連名で2024.06.10に【資料1】の『請願』を提出して以降、上尾市教育委員会(事務局)内部において、【資料2】の「上尾市職員倫理条例」第10条に基づき、『請願』がどのように扱われたかが判別できる記録。	教育総務課	一部公開	第2号
6-0475	10月20日	11月1日	請求	(2) 上記(1)において、【資料2】の「上尾市職員倫理条例」第10条に基づき作成された記録の「保存年数」が判別できる文書・資料等	教育総務課	全部公開	
6-0476	10月20日	11月1日	請求	(3) 上記(1)において、【資料2】に掲げた「上尾市職員倫理条例」第9条第1項の文言が具体的にどのような生かされているかが判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0477	10月20日	11月1日	請求	(4) 「請願」を提出して以降、4か月以上にわたり、上尾市教育委員会(事務局)から請求人あるいは連名の市民に向けて『請願』がどう扱われているのかについて、何の連絡もありません。その理由が判別できる文書・資料等。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開処分」とされた場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に向けて丁寧な説明をお願いいたします。(その場合には、備考欄にお書きください)	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0478	10月21日	11月1日	請求	以下の(1)～(9)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、いずれの項目についても、もしも「すでに法令等が公表されていることによる非公開処分」、あるいは「文書不存在による非公開処分」とされる場合にあっては、上尾市教育委員会として得ている情報について、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、通知書の備考欄に記述するなど、丁寧にご教示ください。 (1) 上尾市内の各小・中学校に勤務する県費教職員の勤務について、「なぜ休憩時間が1時間ではなく45分であるのか」が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0479	10月21日	11月1日	請求	(2) 上尾市内の各学校に勤務する県費教職員の休憩時間については、長期休業中を除き、休憩時間が「分割」されている実態があると思われます。そこで、なぜ休憩時間を「分割」できるのか、その根拠が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0480	10月21日	11月1日	請求	(3) 上尾市内の各学校に勤務する県費教職員の休憩時間について、休憩が取得できなかった場合には校長あるいは服務監督権者に対してどのような罰則規定があるのか、上尾市教育委員会として保有している文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0481	10月21日	11月1日	請求	(4) 上尾市内の各学校に勤務する県費教職員の休憩時間について、職員が休憩が取得できなかった場合、今までに(できるだけ以前に遡って)上記(3)による罰則規定が適用されたケースが有るのか無いのか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0482	10月21日	11月1日	請求	(5) 上記(4)において、もしも「休憩時間が取得できないにもかかわらず、罰則規定の適用を受けていない」場合、その理由が判別できる文書・資料等で上尾市教育委員会として保有しているもの。	学務課	非公開	文書不存在
6-0483	10月21日	11月1日	請求	(6) 上尾市立上尾小学校・大石小学校・西小学校および大谷中学校に勤務する県費教職員が、校長により定められた休憩時間を取得できなかった場合(長期休暇期間を除く)、どのような対応がされているのか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0484	10月21日	11月1日	請求	(7) 上尾市立小・中学校に勤務する県費教職員が、校長が定めた勤務時間開始時刻に何度も「遅刻(遅参)」するという状況になった場合、当該職員の勤務校の校長が当該職員に対してどのような対応が可能なのか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0485	10月21日	11月1日	請求	(8) 上尾市立小・中学校に勤務する県費教職員が、相当長期間にわたり、校長が定めた休憩時間に休憩ができない(具体的には、部活動の指導をせざるを得ないような日課になっているなど)場合、校長としてどのような対応が可能なのか、当該校の校長が保有している文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0486	10月21日	11月1日	請求	(9)上尾市立小・中学校に勤務する県費教職員が、相当長期間にわたり、当該校の校長が定めた休憩時間に休憩ができない(具体的には、部活動の指導をせざるを得ないような日課になっているなど)という実態を上尾市教育委員会として了知した場合、上尾市教育委員会としてどのような対応が可能であるか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
6-0487	10月21日	11月1日	請求	令和7年度使用中学校供養探採における第8採択地区調査専門委員名簿	指導課	全部公開	
6-0488	10月17日	10月30日	申出	上尾市長または上尾市教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む)の写しと担当課。※約款は不要です。(保険始期が令和5年10月1日～令和6年9月30日のもの)	学務課	一部公開	第2号・第3号
6-0490	10月17日	10月29日	申出	上尾市長または上尾市教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む)の写しと担当課。※約款は不要です。(保険始期が令和5年10月1日～令和6年9月30日のもの)	スポーツ振興課	一部公開	第3号・第7号
6-0492	10月22日	11月1日	請求	上尾市教育委員会事務局(生涯学習課)には、会計年度任用職員として「家庭教育支援員」が雇用されています。 この「家庭教育支援員」は、従前の「社会教育指導員」の名称を変更したうえで、わざわざ報酬を上位に格付けたうえで創設された職となっています(詳しい経緯は、上尾市のHP/監査委員事務局のページ/住民監査の結果参照)。 実際には「家庭教育支援員」はそれまでの社会教育指導員として担当していた業務、すなわち「市P連」事務局の業務を担当しており(つまり、報酬を上位に格付する理由は皆無)、この職が創設されて以降、雇用されている方は、現家庭教育支援員を含め、「退職した元校長」ばかりであることから、請求人は「家庭教育支援員とは、退職した校長の天下り先の一つである」と認識しています。 こうした背景の下、請求人が情報公開請求した結果、生涯学習課職員から『事務局より事務連絡8月号』という資料が公開されました。 この「事務局」とは市P連事務局のことであり、「事務連絡」の中身は「今後の日程」が示されている他、紙面の4分の3は「オリンピックのプチ情報」となっています。 そこで、現家庭教育支援員である大塚明氏が家庭教育支援員に就任してから現在(本請求書受理日)までの間に発出された全ての『事務局より事務連絡』(名称が異なる場合は、同趣旨の資料であること)の開示を求めます(ただし上述の8月号を除く)。	生涯学習課	全部公開	
6-0493	10月22日	11月1日	請求	次の写真は、請求人が2024.10.22に撮影したものです。見れば明らかですが、上尾市教育センターの建物には「大人が変われば子どもも変わる」という文言が掲げられています。このことに関して、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 (1) 写真の「大人が変われば子どもも変わる」という文言は、いつから上尾市教育センターの建物に掲げられているのか判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
6-0494	10月22日	11月1日	請求	「大人が変われば子どもも変わる」という文言の出典は、少し調べただけでも、たとえば原田隆史氏、高橋史朗氏、森 学氏、前島由美氏等々名前が出てきますが、上尾市教育センターとして把握している「大人が変われば子どもも変わる」という文言の出典が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
6-0500	10月25日	11月7日	請求	上尾市HP『新着情報』に、2024年10月25日更新として、「第66回 上尾市民体育祭が行われました」とあり、「第二会場のイオンモール上尾では、田邊潤さん(早稲田大学本庄高等学校教諭)と岡田久美子さん(キラリ☆あげおPR大使)を迎え「速歩体験会」が行われました」との記事が掲載されています。 この記事に関し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に「文書不存在による非公開」の処分が下される場合でも、「上尾市情報公開条例」第26号による市民に向けた丁寧な説明をお願いいたします。 (1) 上記「速歩体験会」に関して、田邊潤氏に対して上尾市から何らかの費用・対価が支払われているのか否かが判別できる文書・資料等(報償費、旅費、あるいは食糧費等を含む)。	スポーツ振興課	全部公開	
6-0501	10月25日	11月7日	請求	(2) 上記「速歩体験会」に関連して、岡田(森岡)久美子氏に対して上尾市から何らかの費用・対価が支払われているのか否かが判別できる文書・資料等(報償費、旅費、あるいは食糧費等を含む)。	スポーツ振興課	全部公開	
6-0502	10月25日	11月11日	請求	請求人は、市長および教育長の2024.10.11(金)の動静が知りたいと考え、情報公開請求をおこなった結果、【資料1】・【資料2】により情報の提供および開示がされました。 【資料1】 島山市長の10/11の動静(秘書政策課からの情報提供) 【資料2】 西倉教育長の2024年10月の動静(10/1～10/15分) 上記【資料2】のとおり、西倉教育長の10月11日の午前中の動静は空欄になっています。これらのことに関して、後述の(1)～(4)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に「文書不存在による非公開」の処分が下される場合でも、「上尾市情報公開条例」第26号による市民に向けた丁寧な説明をお願いいたします。 (1) 10月11日は、10:30～12:00まで、市役所7階大会議室において「質問・要望事項への回答に基づく市民と上尾市との懇談会」が開催されました。しかしながら、市民との懇談会であるにもかかわらず、西倉教育長は欠席しています。 そこで、西倉教育長の午前中の勤務の状況が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0503	10月25日	11月8日	請求	(2) なぜ西倉教育長は上記「質問・要望事項への回答に基づく市民と上尾市との懇談会」に欠席したのかを判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0504	10月25日	11月7日	請求	(3) 10/11の14:00からの「人権教育推進協議会」はどこで(場所)開かれたのか、また、西倉教育長は出席したのか否かが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
6-0505	10月25日	11月8日	請求	(4) 請求人は、教育行政への質問や要望を含む市民との懇談会については、教育長は「上尾市職員倫理条例」第9条第1項に基づくことも含め、市民に対して最大限誠実に対応する、すなわち懇談会には出席して上尾市の教育行政への理解を深めるのが当然であると考えています。 そこで、教育長は、教育行政への質問や要望を含む市民との懇談会について原則的にどのような対応をするのか、そのことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0506	10月30日	11月8日	請求	2024年10月中の土曜日上尾市内の公民館(6か所)および芝川小学校において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、別途情報公開をおこなっている資料の閲覧と併せ、11/8に閲覧をお願いいたします。(コピーを取らせていただきます)。 なお、間に合わない場合は電子交付にてお願いいたします。 (1) 上尾公民館(10/5・10/12・10/19)、上平公民館(10/12)、芝川小学校(10/5・10/19)、平方公民館(10/5・10/19)、原市民公民館(10/12・10/19・10/26)、大石公民館(10/12・10/19・10/26)、大谷公民館(10/5・10/12・10/19)の各日程における『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生〇名・中学生〇名)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0507	10月30日	11月8日	請求	(2) 上記各公民館および芝川小学校それぞれの日程毎に「教育委員会関係者（教育長・教育委員・事務局職員）」および市役所職員（教委関係者以外）の誰が立ち合い（または視察）しているのが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0508	10月30日	11月8日	請求	(3) 上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0509	10月30日	11月12日	請求	2024年10月から上尾市の教育委員に就任した岩鉄由美氏は、現在、上尾市立大平中学校の学校運営協議会委員にも就任しています。また、請求人が情報公開請求した結果、岩鉄由美氏については、『地教行法第4条第2項で謳う「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者」であることが市民にも判別できる文書・資料等』以上については文書不存在であることが明らかになっています。つまり、岩鉄由美氏が地教行法の教育委員就任の条件を満たしていることを示す客観的な文書・資料等は存在しないということを、上尾市教育委員会が自ら認めていることになります。これらの事実から、請求人は、市民として、「わざわざ特定の学校の学校運営協議会委員を教育委員に据える必然性は無いのでは？」。上尾市には他に適当な人材はいないのか？そもそも、教育委員の人数は法定の4人で良いのでは？」と考えざるを得ません。 上記の事実等を踏まえたうえで、「上尾市の教育委員である岩鉄由美氏が、特定の学校（大平中学校）の学校運営協議会委員を兼ねることが何らの問題もない」ことが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0512	11月1日	11月11日	請求	(請求人による通し番号2411-1) 下記【資料1】および【資料2】に基づき、後述の情報の開示を求めます。 【資料1 万博首長連合HP閲覧日2024.6.15】 【資料2 万博首長連合HP閲覧日2024.11.1】 «情報公開請求内容» 【資料1】・【資料2】により、「上尾市は万博首長連合に、少なくとも2024. 6.15には加入していたが、2024.11.1には加入していない」ことが読み取れます。 そこで、「いつ上尾市は万博首長連合から脱会したのか」および「その理由」について判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	全部公開	
6-0516	11月2日	11月15日	請求	次の情報の開示を求めます。 « 情報公開請求内容 » * 学校開放に関し、各小・中学校の体育館・校庭の利用報告書(同趣旨の文書・資料等を含む)。対象期間は2024年7月～9月分とします。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
6-0517	11月2日	11月15日	請求	後述の(1)～(4)についての情報の開示を求めます。 (1)2024.10. 04に「学校給食費無料化をめざす上尾みんなの会」から、「温かくておいしい自校方式の学校給食を守る署名」が、上尾市長 畠山稔様および上尾市教育委員会教育長 西倉剛様宛てに提出されています。そこで、この署名の内容についてどのように検討されているのが判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0518	11月2日	11月15日	請求	(2) 上述の署名用紙が上尾市役所(出先機関等を含む)のどこに(どの課に)保管されているのが判別できる文書・資料等。	学校保健課	一部公開	第2号
6-0519	11月2日	11月15日	請求	(3) 上述の署名用紙の保存期間が判別できる文書・資料等。	学校保健課	一部公開	第2号
6-0520	11月2日	11月15日	請求	(4)「上尾市職員倫理条例」第9条1項には、次の定めがあります。 (要望等に対する基本原則) 第9条 職員は、市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。 この条文に即して、上述の署名がどのように扱われたか（扱われる予定なのか）が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0521	11月5日	11月11日	請求	令和6年7月2日付け上教ス第258文書の備考欄には、次の説明があります。 上記備考欄の説明を踏まえ、令和6年7月2日付け上教ス第258文書が発出された2024. 07、2から現在(2024.11.05)までの間に、「オリバラ首長連合」から「万博首長連合」へ本市の加盟が引き継がれた経緯について調査した内容」が判別できる文書・資料等の開示を求めます。	スポーツ振興課	全部公開	
6-0523	11月5日	11月19日	請求	令和6年9月5日の文教経済常任委員会において学校教育部長がスペシャルサポートルームの実態調査・分析を行うと答弁しました。 スペシャルサポートルームの実態調査・分析をした結果がわかる文書を請求致します。	教育センター	一部公開	第2号
6-0525	11月5日	11月28日	請求	(1) 上尾市内各中学校の2025（令和7）年度「修学旅行」の行き先（予定で可）が判別できる文書・資料等。なお、行き先が複数の都市となる場合には、そのことが判別できる文書・資料等であること。	指導課	全部公開	
6-0526	11月5日	11月28日	請求	(2) 前記(1)において予定されている修学旅行についての費用の予定額が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0531	11月13日	11月27日	請求	請求人は、令和6年11月1日付上教総第875号文書にて、本請求書文末に示した文書・資料の開示を受けました(文末の【資料1】・【資料2】)。 このことに関し、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、日程を調整し、担当課職員との面談にて開示文書等の閲覧および必要に応じて開示文書等のコピーをさせていただきます。なお、仮に「文書不存在による非公開」処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に対し丁寧な情報の提供をお願いいたします。 文末の【資料1】＝起案書(仮称「教育懇談会」開催に関する請願)(起案日:令和6年6月19日) 文末の【資料2】＝起案書添付(2024.06.10付仮称「教育懇談会」開催に関する請願に対する処理について) 以上のうち、文末の【資料2】には、次の文言があります。 2 請願者に対し、法令等に則り、これを受理し誠実に処理していく旨を回答する。 ただし、上尾市教育委員会会議規則第6条の規定(委員は、議案及び動議を提出することができる。)による動議があった場合は、その動議に対する協議及び採決を行ったうえで、その対応を決定する。 (1)上記のとおり、「請願者に対し、法令等に則り、これを受理し誠実に処理していく旨を回答する。」との記述がありますが、請求人に対して、令和6年10月20日に至るも、担当課職員からは何らの連絡も無いため、請求人は「請求人による通し 番号2410-15」として「上尾市教育委員会(事務局)内部において、上尾市職員倫理条例第10条に基づき、『請願』がどのように扱われたが判別できる記録」を情報公開請求したところです。 そこで、令和6年6月10日から令和6年10月20日までの間に、請願者である請求人に対し、「法令等に則り、これを受理し誠実に処理していく旨」を上尾市教育委員会(事務局)として能動的に(すなわち、請求人からの問い合わせや情報公開請求を待つのではなく、上尾市教育委員会(事務局)として主体的に)連絡したことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0532	11月13日	11月27日	請求	(2)請求人は、去る1月にも『請願』を提出したところ、今回と同様な対応をされてしまいました。 なわち、「上尾市教育委員会会議規則第6条の規定(委員は、議案及び動議を提出することができる。)による動議があった場合は…」というものであり、この対応については、「提出された『請願』が審査されなくとも、会議規則で教育委員は議案を出せることになっているので、市民に対してはそれを理由にしておけばよい」という考えが担当職員の根底にあるのは明らかです。一方で、教育委員から議案が提出されたという事実は、少なくともここ20年の間全く無いということは、担当課職員は百も承知のことであり、直近では令和6年10月4日付上教総第748号文書により、大塚崇行氏が教育委員として就任中の8年間にわたり、議案を提出したことは皆無であることが明らかになっています。 このように、実績が皆無であるにもかかわらず、そのことを理由に教育委員に丸投げする対応は、市民から出された『請願』をないがしろにする、極めて悪質な対応と言わざるを得ません。 請求人は、このような担当課職員の対応を考慮したからこそ、6月10日に提出した『請願』については、次のように記述したしだいです。本『請願』については、教育総務部・教育総務課の業務の範疇に「他の部および部内の他の課の主管に属しない事項に関すること」が含まれているため、同部(同課)からの提案(時期は遅くとも教育委員会8月定例会までに)としていただくよう、お願いいたします。 そこで、請求人は、去る1月に提出した『請願』への市教委の対応を考慮したうえで、6月10日に提出した『請願』には、「本『請願』については、教育総務部・教育総務課の業務の範疇に「他の部および部内の他の課の主管に属しない事項に関すること」が含まれているため、同部(同課)からの提案(時期は遅くとも教育委員会8月定例会までに)としていただくよう、お願いいたします。」と記述したところです。それにもかかわらず、1月と同様の対応をし、現在に至るまで教育総務課からの提案・提示としない理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0533	11月14日	11月22日	請求	上尾市教育委員会(生涯学習課)が、「学校協力費については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、上尾市情報公開条例第7条第3号の規定により、公開できない」とした理由を具体的に裏付ける文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0534	11月14日	11月22日	請求	(2)【資料2】には、「◎学校協力費について 令和6年度総会資料より」と記述されています。すなわち、【資料2】の作成者は、各学校の総会資料を収集できる立場にある人物ということになります。 そこで、【資料2】を◎とした人物が誰であるのか(例:家庭教育支援員等)、およびその理由が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0535	11月14日	11月22日	請求	(3)請求人は、生活困窮世帯が増えている現在、保護者負担軽減が必要であると考えています。そのため、市内の各学校の「学校協力費」の額が知りたいと考、情報公開請求を行ったところ、生涯学習課は非公開処分、教育総務課からは【資料3-1、3-2】をはじめ、大半の学校の学校協力費や寄附の額・品目等について公開処分という結果になりました。すでに「他の課では学校協力費について公開する予定でいる」ことについては、2024.10.22の通知書手交の際に生涯学習課担当者に口頭で伝えてあります。市民からの情報提供については当然生涯学習課内でも課題として受け止めたはずですが、そこで、生涯学習課として「保護者負担の軽減」について現在どのような見解を有しているのか判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0536	11月14日	11月22日	請求	令和6年上尾市教育委員会8月定例会議案第53号別冊、上尾市図書館本館更新方針(最終案)のp13表中の1現本館リノベーション型に係る次の事項に関する文書について。 1.整備実施期間…10から12ヶ月の工期の根拠資料(各改修内容の積算内訳書)	図書館	非公開	文書不存在
6-0537	11月14日	11月22日	請求	2.初期整備費…約12億円の積算内訳書等(各改修内容の積算内訳書)	図書館	全部公開	
6-0546	11月21日	12月5日	請求	請求人は、2024年(令和6)教育委員会11月定例会を傍聴しました。席上、何名かの議員から「自校給食のほうがいいと思っていたが、実際に食べてみると、センター給食はおいしかった」と「センター(セントラルキッチン?)での「給食試食会」の感想を含めての発言がありました。(1)～(12)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、項目により「文書不存在により非公開」処分される場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いします。 (1)今年度、教育委員を対象とした『給食試食会』(以下本請求書では「試食会」と略記します)が実施された日程、場所、実際試食した時間帯がそれぞれ判別できる文書・資料等。	学校保健課	全部公開	
6-0547	11月21日	12月5日	請求	(2)『試食会』に参加した教育委員の氏名、および同席した上尾市の職員(県費教職員を含む)の職名・氏名が判別できる文書・資料等。	学校保健課	全部公開	
6-0548	11月21日	12月5日	請求	(3)『試食会』で提供された給食のメニューが判別できる文書・資料等。	学校保健課	全部公開	
6-0549	11月21日	12月5日	請求	(4)上記(3)で提供されたメニューの画像(『令和6年度 上尾の教育』P60記載のものと同様の画像で可)。	学校保健課	全部公開	
6-0550	11月21日	12月5日	請求	(5)こ『試食会』を企画・発案したことが判別できる「起案書」または同趣旨の文書等。	学校保健課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0551	11月21日	12月5日	請求	(6)『試食会』当日の上尾市内中学校(東側・西側)の献立が判別できる文書・資料等。	中学校給食共同調理場	全部公開	
6-0552	11月21日	12月5日	請求	(7)上記(6)について、各中学校ではどの献立をセントラルキッチンおよびサテライトキッチンとで分けているのか判別できる文書・資料等。(東側・西側とも)。	中学校給食共同調理場	全部公開	
6-0553	11月21日	12月5日	請求	(8)『試食会』当日、教育委員に提供された献立のうち、どのメニューをセンター(セントラルキッチン)で調理したのか、また、調理後どのくらいの時間で提供したのか(調理後1時間あるいは2時間など)が判別できる文書・資料等。	中学校給食共同調理場	一部公開	第2号
6-0554	11月21日	12月5日	請求	(9)『試食会』当日、教育委員に対して給食の説明をした栄養士(または栄養教諭)は市費・県費どちらの任用であるのか判別できる文書・資料等、および説明の際に使用した資料。	中学校給食共同調理場	一部公開	第2号
6-0555	11月21日	12月5日	請求	(10)『試食会』は上尾市内の小学校(自校式)でも実施したのか否か(予定を含む)が判別できる文書・資料等。また、小学校で『試食会』を実施していない場合(あるいは実施する予定がない場合)、その理由が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0556	11月21日	12月5日	請求	(11)今後、上尾市の教育委員として小・中学校ともに自校給食を実施している近隣の自治体(例:桶川市)の給食施設の見学や試食などを予定していることが判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0557	11月21日	12月5日	請求	(12)『試食会』当日の給食費について、参加した教育委員および同席した市の職員が支払っていることが判別できる文書・資料等。	学校保健課	全部公開	
6-0563	11月22日	12月4日	請求	(3)「上尾市職員倫理条例」には、第9条(要望等に対する基本原則)として、次のように定められています。職員は、市民の市政への参画と協同を実現するため、市政運営に対する要望等の重要性を理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。そこで、「上尾市倫理条例」が施行されて以降、「上尾市職員倫理条例」第9条(要望等に対する基本原則)の趣旨の徹底を図るために、上尾市教育委員会内で研修を実施したこと、または趣旨の徹底を図るための文書が発出されていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0565	11月23日	12月6日	請求	【資料1】～【資料5】は、いずれも今年度の上尾市教育委員会定例会の資料です。これらの内容を踏まえて、後述の(1)～(5)の情報の開示を求めます。 【資料1】のとおり、『上尾市学校給食施設基本計画(素案)』への市民コメントが130人(178件)も寄せられたことが市教委8月定例会で報告されています。請求人はすべてのコメントに目を通しましたが、ほぼ全員から、「現状の給食提供方式の継続を望む」という意見が出されています。すなわち、給食の提供方式として、自校方式をわざわざセンター方式に変えることを望む声は皆無でした。にもかかわらず、【資料2】では、市教委(事務局)は「自校方式の継続には、学校給食衛生管理基準への適合のために、これまでよりも広い敷地や多くの給食調理員が必要になるなど、課題が多いため、給食施設の再整備はセンター方式を基本とし」と述べ、自校給食の継続については否定的な見解を示しています。一方、現状はまだ(案)の段階ですが、教育委員会11月定例会の席上、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの(地教法4条2項)」であるはずの教育委員から、「センター給食の試食をしたらおいしかった。だからセンター給食に賛成」などという、傍聴した市民にとっては信じ難い、極めて短絡的とも言うべき発言も飛び出しています。そこで、市民コメントに寄せられたほぼ全部の「センター給食反対・自校給食の継続を望む」という声は『上尾市学校給食施設基本計画(案)』にどのように生かされたのか(生かすつもりなのか)が判別できる文書・資料等(コメントの一部にある、字句の訂正や語句の説明などを求める意見ではなく、「自校給食の継続を望む」という声をどう生かすのか判別できる文書・資料であること)。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0566	11月23日	12月6日	請求	(2)「自校方式の継続には、学校給食衛生管理基準への適合のために、これまでよりも広い敷地や多くの給食調理員が必要になる」ことは、市教委(事務局)は『素案』提出の時点で分かっていたにもかかわらずなぜ市民コメントを実施したのかその合理的理由が判別できる文書・資料等(市民コメントを提出した130人の市民にも明確な理由が分かるように情報の提供をお願いします)。 なお、請求人(市民アンケートに真面目に取り組んだ多くの市民たちを含む)は、次のように考えています。 上尾市教育委員会(事務局)が、「自校給食」の継続には素案提出時点から否定的であったにもかかわらず、市民コメントを実施したのは、「自校給食は継続せず」という着地点は決まっていたが「一応、市民の声を聞きました」という「実績」作りのためであったのではないかと。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0567	11月23日	12月6日	請求	(3)『上尾市学校給食施設基本計画(案)』P33に、「センターの範囲」として、以下のように示されています。 ①西側の学校は、大石北小学校から平方小学校までの約4.3km ②東側の学校は、上平北小学校から東町小学校までの約3.8km ③ & 原市小学校から瓦葺小学校まで直線で約2.2km この記述を踏まえ、①・②・③それぞれの範囲で上尾市教育委員会(事務局)として把握している「給食センター建設可能な市の所有地」が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0568	11月23日	12月6日	請求	(4)『上尾市学校給食施設基本計画(案)』P42に、「センターの範囲」として、以下のように示されています。 ①西側の学校は、大石中学校から南中学校までの約3.3km ②東側の学校は、上平中学校から上尾中学校までの約3.3km ③ & 原市中学校から瓦葺中学校まで直線で約1.3km この記述を踏まえ、①・②・③それぞれの範囲で上尾市教育委員会(事務局)として把握している「給食センター建設可能な市の所有地」が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0569	11月23日	12月6日	請求	(5)『上尾市学校給食施設基本計画(案)』P51に、「併せて「上尾市PPP/PFI手法導入優先的ガイドライン」に沿った検討も行う必要あり」と記述されています。そこで、上尾市教育委員会(事務局)として保有しているまたは了知している「公共施設にPPP/PFI手法を導入する際のデメリットや課題」が判別できる文書・資料等。	学校保健課	全部公開	
6-0570	11月24日	12月4日	請求	「地方教育行政の組織および運用に関する法律」(以下「地教法」)第18条は、「教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする」と定められています。 この「地教法」の定めを踏まえて、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、項目により、「文書不存在により非公開」処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします。 (1)地教法第18条に基づき上尾市教育委員会に指定された「所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局の職員」の職名および氏名が判別できる直近の文書・資料等(複数名いる場合には該当職員全員分)。	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0571	11月24日	12月13日	請求	(2) 上記により指定された職員がおこなった「教育行政に関する相談に関する事務」の内容が判別できる文書・資料等で直近のもの。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0572	11月25日	12月3日	請求	保健調査票(小学校用、中学校用)をお願いします。令和6年11月25日に学校保健課に連絡してあります。	学校保健課	全部公開	
6-0573	11月26日	12月3日	申出	令和7年度使用 教科用図書採択の専門部会名簿	指導課	全部公開	
6-0575	11月28日	12月3日	請求	令和7年度使用中学校教科用図書の採択に関する資料 ・選定委員名簿	指導課	全部公開	
6-0576	11月28日	12月5日	請求	・調査委員名簿(全教科)	指導課	全部公開	
6-0577	11月30日	12月13日	請求	教育長と教育委員を任命する際は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)」第4条によると思われます。このことに関連して、後述の(1)～(3)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在のため非公開」という処分とされた場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします(その場合には通知書の備考欄に記載する、あるいはメモ等を添付するなどのご配慮をお願いします)。 (1) 地教行法第4条第2項は、以下のように定められています。 2 委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する人で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。 請求人は議会にかけられる議案(教育委員の人事案)を作成するにあたり、教育委員会(事務局を含む)が教育委員候補者の具体的な人選をおこない、市長に伝えると 생각합니다。そこで、2024年10月1日から教育委員に就任した岩鉄由美氏について、誰がどのように事前に教育委員の候補とすることを市長に伝えたことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0578	11月30日	12月13日	請求	(2) 地教行法第4条第3項は、以下のように定められています。 3 次の各号のいずれかに該当するものは、教育長、又は委員となることができない。一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁固以上の刑に処された者 そこで、教育長及び教育委員を任命する際にこの欠格条項についての該当・非該当をどのように(誰が、どうやって)確認するのか判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0579	11月30日	12月13日	請求	(3) 地教行法第4条第4項は、以下のように定められています。 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一政党に所属することとなつてはならない。 そこで、教育長および教育委員を任命する際に、地教行法第4条第4項について、どのように(誰が、どのように)確認するのか判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0580	12月1日	12月13日	請求	請求人が情報公開請求にて入手した【資料1・2】、および公表されている【資料3】に基づき、市内中学校における来年度の修学旅行に関し、後述の(1)～(11)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開処分とされる場合でも」、「上尾市情報公開条例」第26条による市民への丁寧な説明と情報提供をお願いいたします。 (1) 【資料1】は、請求人が入手した来年度の市内中学校の修学旅行に関する目的地と費用(予定)です。この中で、同じ目的地(京都・奈良)であるにもかかわらず、南中学校と上平中学校では、予定費用に16,680円の差異があります。 そこで、南中学校および上平中学校の来年度の修学旅行の積算額(見積り明細)が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号・第3号
6-0581	12月1日	12月13日	請求	(2) 請求人は、昨今の物価上昇や、生活の困難さに直面している世帯が増えていることを考慮し、修学旅行にかかる費用の物について教育委員会として上限額を設けるなどの配慮が必要だと考えています。 そこで、要・準要保護世帯への補助以外に、上尾市教育委員会(事務局)として、中学校の修学旅行の野用に関し、上限額を設ける(例:総額60,000円未満とする)などの基準や目安を各学校に示している(あるいは検討している)ことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0582	12月1日	12月13日	請求	(3) 来年度の修学旅行の目的地を「京都・大阪」としている2校(太平中・大谷中)について、大阪・関西万博に行くのか否かについて市教委事務局に確認したところ、両校とも大阪・関西万博に行く予定であることがわかりました。 そこで、太平中・大谷中それぞれの学校において、「来年度の修学旅行の目的地は、大阪・関西万博を含む」ことが共有(是認)された時期および校内のいずれの機関(職員会議等が想定されます)であったのが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0583	12月1日	12月13日	請求	(4) 太平中・大谷中2校における、「万博に行く予定の日」の日程、万博会場へ行く交通手段、入場料など万博に行くための費用明細、旅行代理店が手配する場合は当該旅行代理店名などが判別できる文書・資料等(見積明細等、現段階の文書・資料等で可)。	指導課	一部公開	第3号
6-0584	12月1日	12月13日	請求	(5) 太平中・大谷中それぞれの学校における「万博に行つて何を学ぶのか(万博開催を肯定的に捉えるのか、それとも万博に行くことを通じて万博のあり方に対して批判的観点を養うのかも含めて)」が判別できる文書・資料等(職員会議や学年会、あるいは修学旅行検討会議等での提案書や説明資料等が想定されます)。	指導課	全部公開	
6-0585	12月1日	12月13日	請求	(6) 大阪・関西万博は「(ガス爆発が起きたこと等を含めた)安全性の問題」「会場へのアクセスの問題」「会場内での生徒の過ごし方の問題」など、多くの課題や懸念があることは自明です。 そこで、現在太平中・大谷中それぞれの学校において抱えている大阪・関西万博に行くことへの課題や懸念が何であるかが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号・文書不存在
6-0586	12月1日	12月13日	請求	(7) 上記(6)で太平中・大谷中それぞれの学校が抱えている課題や懸念一つ一つについて、どのように対応していくのが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	文書不存在
6-0587	12月1日	12月13日	請求	(8) 太平中・大谷中それぞれの学校で、「団体でのバビリオン予約」が可能であるのか否かが判別できる文書・資料等。なお、「団体でのバビリオン予約」が出来ない場合、生徒たちの各バビリオンの見学はどうするのか判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	文書不存在
6-0588	12月1日	12月13日	請求	(9) 【資料2】は、「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」から上尾市が脱退した証書類です。 そこで、太平中・大谷中それぞれの学校の校長が、上尾市が「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」から脱退した事実を了知していることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0589	12月1日	12月13日	請求	(10) 【資料3】は、「修学旅行等に於ける2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の活用に関する説明会」(以下、「説明会」)についての資料の一部です。 そこで、太平中・大谷中それぞれの学校がこの「説明会」に参加(オンラインでの参加を含む)したか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0590	12月1日	12月13日	請求	(11)上記(10)に関し、「修学旅行等に於ける2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の活用に関する説明会」で出された各説明会の質疑応答で寄せられたご質問と回答」について、太平中・大谷中それぞれの学校内で共有されていることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0591	12月3日	12月13日	請求	2024年11月中の土曜日上尾市内の公民館(6か所)および芝川小学校・平方東小学校において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は別途情報公開請求をおこなっている資料の閲覧と併せ、11/8に閲覧をお願いいたします(コピーを取らせていただきます)。 なお、間に合わない場合は電子交付にてお願いいたします。 (1)上尾公民館(11/2・11/9・11/16)、上平公民館(11/9)、芝川小学校(11/2・11/23)、平方公民館(11/2)、平方東小学校(11/9・11/16)、原市公民館(11/2・11/9・11/23)、大石公民館(11/2・11/9・11/23)、大谷公民館(11/2・11/16・11/23)の各日程における『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学校〇名・中学校〇名)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0592	12月3日	12月13日	請求	(2)上記各公民館および芝川小学校・平方東小学校それぞれの日程毎に、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外)の誰が立ち合い(または視察)しているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0593	12月3日	12月13日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0594	12月3日	12月17日	請求	後述の(1)～(3)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、もしも「文書不存在による非公開」処分とされる場合でも、「上尾市情報公開条例」第26条による市民への丁寧な説明と情報提供をお願いいたします。 (1)西倉教育長は、昨年9月の上尾市議会一般質問に対する答弁で、次のように述べています(下線は請求人になります)。 教育長(西倉剛) 学校における働き方改革につきましては、教職員が毎日健康で子どもたちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むために解決しなければならない最重要課題であると捉えております。現在、本市では、上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針に基づきまして、教職員の多忙化解消、負担軽減に取り組んでおります。その結果、時間外在校等時間の縮減や年次休暇取得状況の改善など、少しずつではありますが、着実に成果を上げているものと認識しております。今後も引き続き、学校における働き方改革に全力で取り組み、教職員の負担軽減に努め、「夢を育み未来を創る上尾の教育」の具現化を目指してまいります。 このとおり、西倉教育長は、答弁の中で(下線部)、*学校における働き方改革は…解決しなければならない最重要課題である。* (働き方改革の取組は) 着実に成果を上げている。* (今後も) 教職員の負担軽減に努め(てい)く。と述べています。しかしながら、請求人が別途情報公開請求で入手した資料等によれば、次のような実態が明らかになっています。*市内全中学校において、県費教職員の平日(長期休業日を除く)の休憩時間(45分)は前半20分と後半25分という具合に分割されている。*部活動の顧問は校長の職務命令により定められている。*平日(長期休業中を除く)の部活動の活動時間は、後半の休憩時間25分と重なっているケースが極めて多い。つまり、休憩時間にもかかわらず、活動している部活動顧問は休憩が取れない。これは違法状態である。 そこで、上記のような違法状態を解消する趣旨でこの市議会答弁(令和5年9月)から本請求書受理日までの1年余の間に教育長として「最重要課題を解決するため」に教員(とりわけ部活動顧問を校長から命じられた中学校教員)の実質的な休憩時間の確保について対応したことが判別できる文書・資料等(「上尾市教育委員会教育長」名で発出した文書等が想定されます)。	学務課	非公開	文書不存在
6-0595	12月3日	12月17日	請求	(2)西倉教育長は、「学校における働き方改革は、解決しなければならない最重要課題である」と市議会答弁で明言しています。そこで、昨年9月の教育長としての市議会答弁以降、本請求書受理日の間に、西倉教育長が「学校における働き方改革」の状況の現状について把握するために、市内各学校(特定の学校でも可)を訪問したことが判別できる文書・資料等(単なる学校訪問ではなく、あくまでも「最重要課題」として教員の働き方改革の現状を把握することに特化した訪問であること)。	学務課	非公開	文書不存在
6-0596	12月3日	12月17日	請求	(3)西倉教育長が教育長に就任して以降、本請求書受理までの間に、平日の部活動指導の状況を現認したことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0599	12月5日	12月19日	請求	後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開」処分とされる場合でも、「上尾市情報公開条例」第26条による市民への丁寧な説明と情報提供をお願いいたします。 (1)上尾市教育委員会(事務局)が参考文献・参考資料として保有する、「(上尾市または他の自治体の)教員・教育長・教育委員による著作や論文、論考(PCのフォルダに保存してあるものも含む)」。なお、開示する際は、執筆者名、害籍・雑誌名、著作名・論文タイトル等が判別できれば可。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0600	12月5日	12月19日	請求	(2)西倉剛教育長による、教育行政あるいは教育実践(自らの教員・校長時代の実践を含む)に関する著作・論文・論考等で上尾市教育委員会(事務局)が保有しているもの(学術雑誌や教育関係専門誌等への投稿を含む)。ただし、上尾市教育委員会HPへの寄稿以外のもので、PCのフォルダに保存してあるものも含む)。なお、上記(1)と重複する際は、その旨ご指示ください。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0601	12月6日	12月17日	請求	請求人は、別途情報公開請求にて、教育委員などが参加し2024.10.24に実施された「中学校給食試食会」(以下、本請求書では「試食会」と略記します)についての資料を入手しました。この「試食会」に関して、後述の(1)～(3)についての情報の開示を求めます。開示の際は電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開」処分とされる場合でも、「上尾市情報公開条例」第26条による市民への丁寧な説明と情報提供をお願いいたします。 (1)当日の「試食会」について、教育委員に向けてアンケート(「試食会」参加の感想など)を実施したことが判別できる文書・資料等。また、当該アンケートが実施されている場合、アンケートの中身(回答など)が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0602	12月6日	12月17日	請求	(2)「試食会」に関する教育委員に向けたアンケートが実施されていない場合であっても、教育委員から口頭で聞きとった感想等がまとめられている場合、その聞き取りの結果が判別できる文書・資料等。	学校保健課	全部公開	
6-0603	12月6日	12月17日	請求	(3)請求人は、「試食会」当日の参加者や日程などが記載されている『実施報告書』の開示を受けましたが、当該『実施報告書』以外で、上尾市教育委員会事務局として、「試食会」の総括・反省事項等をまとめた内容が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0604	12月6日	12月19日	請求	下記の情報の開示を求めます。 ○「保護者負担の軽減」について上尾市教育委員会(事務局)として共有されていることが判別できる文書・資料等。 請求人がいう「保護者負担の軽減」とは、要・準要保護世帯に向けた就学援助、あるいは時限的な給食費の減額などに留まらず、児童・生徒の保護者全体に向けた「保護者負担の軽減」(できるだけ保護者に経済的な負担をかけずに、公費で支払えるものは公費で負担するなど)のことであり、上尾市教育委員会(事務局)として共有していることが判別できる文書・資料等を指しています。	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0605	12月6日	12月19日	請求	「上尾市教育委員会事務局組織規則」第2条第3項(4)には、教育総務課の分掌事務として、次のように定められています。 (4)教育行政に関する相談に関すること。 そこで、上尾市教育委員会として受け付けた「教育行政に関する相談に関すること」の内容が判別できる文書・資料等（「教育行政相談受付簿（同趣旨を含む）」等が想定されます）。対象期間は、昨年度および今年度（本請求書受理日まで）とします。なお、相談者が市民の場合、相談者氏名は黒塗り可です。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0607	12月10日	12月24日	請求	下記【資料】は、令和6年度上尾市予算（一般会計）P137からの引用です。 ここに掲載されている「中学生海外派遣研修事業」に関連して、後述の(1)～(4)までの情報の開示を求めます。 (1)令和6年度「中学生海外派遣研修事業」予算21,403千円の内訳である「旅費」「需用費」「役務費」「委託料」それぞれの明細が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号・第3号
6-0608	12月10日	12月24日	請求	(2)上記(1)について、「中学生海外派遣研修事業」終了後の決算額の明細が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0609	12月10日	12月24日	請求	(3)令和6年度「中学生海外派遣研修事業」に参加した中学生の「人数」および「海外派遣研修にかかる中学生個人の負担額」が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0610	12月10日	12月24日	請求	(4)令和6年度「中学生海外派遣研修事業」において、中学生を引率（随行）した市役所および学校関係者の「職・氏名」および「引率（随行）した市役所・学校関係者の負担額」が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	文書不存在
6-0619	12月19日	12月27日	請求	教育センターより12月11日にスペシャルサポートルームの実態調査・分析について「校内教育支援ルームの効果的な支援につなげ、不登校対策を推進してまいりたいと考えております。」という回答がありました。教育センターがスペシャルサポートルームについて、どのような実態調査・分析を行い、効果的な支援につなげ、不登校対策を推進しているかがわかる文書を請求致します。	教育センター	非公開	文書不存在
6-0622	12月20日	12月26日	請求	上尾市民体育館について、ネーミングライツの応募の受付が終了した結果、現在どうなっているか（＝応募企業の有無、NRが決定した場合の企業名）が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
6-0625	12月20日	12月27日	請求	令和3年度～令和5年度における「上尾市学校開放運営委員会交付金」の利用詳細が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
6-0626	12月20日	12月27日	請求	「上尾市学校開放運営委員会交付金」については、令和6年4月15日に、上尾市監査委員から「指摘事項措置報告書」にて指摘され、担当課であるスポーツ振興課は、「再発防止対策をおこないました」と述べています。そこで、当該再発防止対策の内容が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	全部公開	
6-0633	12月21日	12月21日	請求	請求人が2024.11.23に政策提言した市P連事務局を本庁舎7階に戻すことについて、担当課である生涯学習課が課内でどのような検討を行ったかが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
6-0634	12月22日	12月27日	請求	後述の(1)・(2)についての情報開示を求めます。開示の際は電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開」処分とされる場合でも、「上尾市情報公開条例」第26条による市民への丁寧な説明と情報提供をお願いいたします。 (1)上尾市教育委員会教育長が各教育委員に対して「教育委員会令和6年12月定例会」の招集を通知したことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0635	12月22日	12月27日	請求	(2)「上尾市教育委員会会議規則」第3条では、事前に教育委員に対して通知する期限について、「開会の日前5日までに」と定めています。しかしながら、「開会の日前5日までに」という文言は、一般には馴染みが無く、通常は「審議会等の会議の公開に関する指針」の文言のように、「当該会議を開催する日の1週間までに」と同様に、「開会の日5日前までに」と書いた方がわかりやすいと思われます。 そこで、「上尾市教育委員会会議規則」で「開会の日の5日前までに」とせずに「開会の日前5日までに」という表現にした理由が判別できる文書・資料等。なお、「文書不存在による非公開」処分とされる場合でも、なぜ教育委員会規則が上述のような表現となっているのかについて、「上尾市情報公開条例」第26条による市民への丁寧な説明と情報提供をお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0636	12月22日	1月17日	請求	2024年12月中の土曜日に上尾市内の公民館（6か所）および芝川小学校・平方東小学校・富士見小学校において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の開示の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上尾公民館（12/7・12/14）、上平公民館（12/14）、芝川小学校（12/7）平方公民館（12/7,12/21）、原市民民館（12/14・12/21）、大石公民（12/14・12/21）、大谷公民館（12/14）・富士見小学校（12/7）の各日程における『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳（それぞれの日程について、小学生〇名・中学生〇名）が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0637	12月22日	1月17日	請求	上記各公民館および芝川小学校・平方東小学校それぞれの日程毎に、「教育委員会関係者（教育長・教育委員・事務局職員）および市役所職員（教委関係者以外の職員。市長を含む）の誰かが立ち合い（または視察）しているかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0638	12月22日	1月17日	請求	上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料等。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0639	12月23日	1月10日	請求	上平中体育館等改築工事にかかる基本設計について、現時点で判明している内容が判別できる文書・資料等（公告の内容を含む）。	教育総務課	全部公開	
6-0640	12月23日	1月10日	請求	太平中・平方東小学校等改築工事にかかる基本設計について、現時点で判明している内容が判別できる文書・資料等（公告の内容を含む）。	教育総務課	全部公開	
6-0641	12月23日	1月6日	請求	令和6年度「南部教育長会歓迎会・懇親会」12,000円を支払ったことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0642	12月23日	1月6日	請求	「南部教育長会歓迎会・懇親会」12,000円は、「上尾市スポーツ協会総会・懇親会」5,000円と比較すると、2倍以上の高額となっています。その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0643	12月23日	1月6日	請求	「上尾退還職校長会定期総会・懇親会」については、R2年度以降支出なしとなっています。その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0644	12月23日	1月6日	請求	H26年度は62項目あった教育委員会交際費の項目が、近年非常に少なくなっており、そのこと自体は市民としては歓迎すべきであると考えます。そこで、他の項目は支払いをしなくなったにもかかわらず、令和6年度の3件の教育委員会交際費について、いまだに支出している理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0645	12月24日	1月10日	請求	太平中・平方東小施設共有する計画 委託内容の書いた文書	教育総務課	全部公開	
6-0649	12月26日	1月9日	請求	12月24日公表のいじめ重大事態について いじめ防止対策推進法24条に基づいて、教育委員会がいじめの対応について学校に必要な支援をし、必要な措置を講ずることを指示し、自ら必要な調査を行ったことがわかる文書	指導課	非公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0650	12月26日	1月8日	請求	調査報告書8ページ 「教育センターと連携して、Aに対する教育相談を定期的に行い、Aの心理的不安を把握する。そして、Aに寄り添いながら、その解決や解消を図っていく。」 このことが定期的におこなわれていたことがわかる文書 以上2点の文書を請求致します。	教育センター	非公開	第2号
6-0651	12月27日	1月8日	請求	1 2 月 2 4 日に公表されたいじめ重大事態について上尾市教育委員会が上尾市に報告した日付がわかる文書を請求致します。	指導課	一部公開	第2号
6-0662	1月5日	1月14日	請求	「上尾市中学生海外派遣研修事業」に関し、後述の(1)～(3)についての情報の開示を求めます。 (1)令和6年度上尾市中学生海外派遣研修事業に参加する生徒の負担金を1人当たり8万円・生保受給及び就学援助対象者は3万7千円とした理由や根拠が判別できる文書・資料等。(参考)戸田市の例では、令和6年度中学生海外派遣事業(オーストラリアのリバプール市8日間)の参加費用は240,430円となっています(本請求書文末資料)	指導課	非公開	文書不存在
6-0663	1月5日	1月14日	請求	(2)令和6年度上尾市中学生海外派遣研修事業の引率者を5人とした根拠が判別できる文書・資料等。 (参考)「さいたま市立中学校等国際交流事業実施要項」によれば、「派遣人数」は67名以内・「引率者」は5名以内となっています。	指導課	非公開	文書不存在
6-0664	1月5日	1月14日	請求	(3)令和6年度上尾市中学生海外派遣研修事業の引率者の選任基準が判別できる文書・資料等。 (参考)JCSOS(海外留学生安全対策協議会)のHPに掲載されている「教職員の引率、海外出張」には、以下の記述があります。引率者の人選は、危機管理以外の項目も含めて任命基準を予め設け、その基準に準じて選任がなされていることが大切です。具体的には、語学力や健康状態、海外への渡航経験などが挙げられます。 また、引率者は、学校が期待する役割の他、参加者や保護者が期待する役割も求められます。引率者が期待される役割を遂行できず、参加者へ不利益を与えた場合には使用者責任や任命責任を問われかねません。参加者や保護者に対しても、引率者の役割を明確にしておくことが重要です。	指導課	全部公開	
6-0666	1月11日	1月24日	請求	「上尾市職員定数条例」第2条第1項第8号では、次のように定められています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条に規定する教育委員会の事務局の職員及び同法第31条第3項に規定する学校その他の教育機関の職員167人 このことに関連して、後述の(1)～(6)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付を希望します。 (1)上述の枠内の「167人」について、令和6年度の職名別・課所別(市内小中学校を含む)の職員配置数の実数の内訳が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0667	1月11日	1月24日	請求	上尾市教育委員会事務局の課所別の職員の定数(例:学校教育部長、教育総務部次長、教育総務課0人、指導課0人、学校保健課0人…などですが、市内小中学校の職員を除きます)が判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0668	1月11日	1月24日	請求	(3)教育委員会事務局(教育センターを含む)には、公立小・中学校を「割愛退職」した後、上尾市教育委員会事務局職員として任用された職員がいると思われます。(本請求書では、便宜上、こうした職員を「割愛退職の職員」と略記します。)そこで、「割愛退職の職員」の内訳(人数)と現在の職名が判別できる文書・資料等(例:学校教育部長、副参事兼学務課長、学務課主幹0名、学務課副主幹0名…)。	教育総務課	全部公開	
6-0670	1月11日	1月24日	請求	(5)「割愛退職の職員」の内、学校保健課の職員として任用されている者がいる場合、なぜ学校保健課の職員として任用されているのが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0671	1月11日	1月24日	請求	(6)仮に「割愛退職の職員」が死亡退職となった場合、退職手当は上尾市が支払うのかそれとも埼玉県(=市に任用される前の任命権者)が支払うのが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0672	1月11日	1月24日	請求	「上尾市教育委員会交際費」として、次の支出が公表されています。 *令和6年4月12日 埼玉県都市教育長協議会総会・情報交換会 8000円 *令和5年4月14日 埼玉県都市教育長協議会総会・情報交換会 10000円 (令和4年度は同趣旨の教育委員会交際費は支出なし) このことから、令和5年度および令和6年度に埼玉県都市教育長協議会総会・情報交換会に出席したのは、現教育長の西倉剛氏であると考えられます。 それでは、西倉教育長は、この2回の「埼玉県都市教育長協議会総会・情報交換会」に出席した結果、県内の他の都市教育長からどのような情報を得て、上尾市の教育行政や教育施策においてどのように反映させているのが判別できる文書・資料等(県内の他の都市での教育施策の事例等について上尾市教育委員会事務局内で共有していることが判別できる文書・資料等でも可)。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0673	1月11日	1月24日	請求	「上尾市教育委員会交際費」に関して、【事実関係】に基づき、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 【事実関係】※予算額は上尾市一般会計予算書からの転記教育委員会交際費の予算額と実際の支出額 R6年度予算額 300,000円 実際の支出額 43,000円(12月14日支出分まで) R5年度予算額 300,000円 実際の支出額 83,600円 R4年度予算額 300,000円 実際の支出額 12,000円 R3年度予算額 300,000円 実際の支出額 23,000円 R2年度予算額 350,000円 実際の支出額 10,000円 以下の枠内が本情報公開請求の内容です。上記【事実関係】のとおり、教育委員会交際費については、R3年度に予算額が減額されており、その後は実際の支出額が最も多い年度で83,600円(執行率27.9%)となっています。しかもコロナ禍で支出額の減額が見込まれたはずであるにもかかわらず、R3年度～R6年度は一律300,000円の予算額となっています。 そこで、なぜコロナ禍による支出減が見込まれることや、実際の支出額と予算額との間に著しい差異があるにもかかわらず、R3年度～R6年度の教育委員会交際費の予算額を一律300,000円としているのか、その理由が合理的に判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0690	1月28日	2月10日	請求	令和6年度1学期、2学期について 教育センター担当者が、毎学期各学校を訪問し、長期欠席者の状況についてどのような聞き取りを行っているかがわかる文書を請求致します。	教育センター	全部公開	
6-0693	2月2日	2月10日	請求	2025年1月の中土曜日に上尾市内の公民館(6か所)および芝川小学校・平方東小学校において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 (1)上尾公民館(1/11・1/18)、上平公民館(1/11)、芝川小学校(1/18)、平方公民館(1/18)、平方東小学校(1/11・1/25)、原市公民館(1/11・1/18)、大石公民館(1/11・1/25)、大谷公民館(1/18・1/25)の各日程における『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生0名・中学生0名)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0694	2月2日	2月10日	請求	(2)上記各公民館および芝川小学校・平方東小学校それぞれの日程に、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0695	2月2日	2月10日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0697	2月4日	2月6日	請求	上尾市の小・中学校に関し、今年度からPTA組織が無くなった学校、または来年度PTA組織がなくなる学校が判別できる文書・資料等(PTA組織の代わりとなる組織が認められる場合にはその組織名を含む)。	生涯学習課	一部公開	第3号
6-0699	2月10日	2月21日	請求	請求人は「上尾市地産地消推進室」の新設について上尾市に向けて施策提案いたしました(【資料1】)。その結果、『第3期上尾市教育振興基本計画』にも位置付けられるなど、上尾市として学校給食における地産地消を推進していくことが確認できました。 そこで、上尾市内の学校給食に関し過去3年の「地産地消の割合」が判別できる文書・資料等の開示を求めます。地産地消の推進を掲げるからには、こうしたデータは当然保有していると考えられます。数値の示し方は、【資料2】を参照してください。 【資料1】請求人による施策提案とそれに対する市当局の回答(上尾市HPに掲載)【資料2】久喜市学校給食センター内に掲示されている地産地消の割合の表(出典:坂東知子議員のブログ「久喜市学校給食センター視察」記事より)	学校保健課	非公開	文書不存在
6-0701	2月11日	2月25日	請求	請求人の理解では、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態については、市長および教育長からいまだに被害者側(生徒本人や保護者)に直接(面と向かって)の謝罪がされていません。この事実、被害を受けた生徒や保護者にとっては、二次被害とも言える状況を生み出していると考えられます。 そこで、現在、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態の被害者側に対し、市長および教育長からの直接の(面と向かっての)謝罪についてどうなっているのか、また、どうするつもりなのか判別できる文書・資料等の開示を求めます	指導課	非公開	文書不存在
6-0704	2月12日	2月26日	請求	請求人の理解では、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、関係職員にかかる処分については、文末の【資料】のとおり、令和5年9月26日に上尾市教育委員会(指導課長)から南部教育事務所主席指導主事宛てに「見解」なる文書が提出されて以降、何らの進捗も無いと思われます。 そこで、現在、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、教育長に対する処分がどうなっているのが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0705	2月12日	2月26日	請求	請求人の理解では、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、関係職員にかかる処分については、文末の【資料】のとおり、令和5年9月26日に上尾市教育委員会(指導課長)から南部教育事務所主席指導主事宛てに「見解」なる文書が提出されて以降、何らの進捗も無いと思われます。 そこで、現在、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、教育委員に対する処分がどうなっているのが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0706	2月12日	2月26日	請求	請求人の理解では、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、関係職員にかかる処分については、文末の【資料】のとおり、令和5年9月26日に上尾市教育委員会(指導課長)から南部教育事務所主席指導主事宛てに「見解」なる文書が提出されて以降、何らの進捗も無いと思われます。 そこで、現在、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、市教委事務局職員に対する処分がどうなっているのが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0707	2月12日	2月25日	請求	請求人の理解では、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、関係職員にかかる処分については、文末の【資料】のとおり、令和5年9月26日に上尾市教育委員会(指導課長)から南部教育事務所主席指導主事宛てに「見解」なる文書が提出されて以降、何らの進捗も無いと思われます。 そこで、現在、令和4年度に上尾市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、当該いじめ重大事態を引き起こした学校関係者に対する処分がどうなっているのが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	指導課	非公開	文書不存在
6-0709	2月13日	2月26日	請求	下記の【資料1】～【資料3】を踏まえて、後述の(1)～(8)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。また、決定通知書には請求人による通し番号を明示していただき、もしも「文書不存在により非公開」処分とされる場合は、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします。 (1)【資料1】に関連し、令和7年度予算の内、[校内教育支援ルーム(SSR)に支援員を配置1,357万円]の積算内訳が判別できる文書・資料等。	教育センター	全部公開	
6-0710	2月13日	2月25日	請求	(2)【資料1】に関連し、令和7年度予算の内、[民間スイミングスクールを活用した水泳授業8,682万円]の積算内訳が判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
6-0715	2月13日	2月25日	請求	(7)【資料1】に関連し、令和7年度予算の内、イングリッシュサロン(英語クラブ)の開催364万円の積算内訳が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第6号・第7号
6-0716	2月13日	2月25日	請求	(8)【資料3】の施策提案では、イングリッシュサロン(英語クラブ)について、R7年度の予算(事業費分)はR6年度と同額の13,330(千円)となっていますが、【資料1】では364万円となっています。そこで、当該予算額が減額された理由が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第6号
6-0717	2月13日	2月26日	請求	【資料1】～【資料3】を踏まえて、後述の情報の開示を求めます。 上記【資料1】により、総務部長は「令和6年度の県からの指導主事は18人」と市議会一般質問で答弁しています。 一方で、請求人が情報公開請求した結果、上教総第1286号文書(【資料2】)により公開された【資料3】では、「割愛退職」により県費負担教職員であった教員が指導主事として上尾市教育委員会事務局に勤務している人数は計19人であることが判明しています。 そこで、市議会答弁では18人、情報公開請求では19人とされた「県費負担教職員であったが、令和6年度に上尾市教育委員会事務局の指導主事として勤務している職員の正確な人数」および「人数を誤った場合には、その理由」が判別できる文書・資料。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0718	2月13日	2月27日	請求	令和6年度1学期、2学期に、教育センター担当者が各学校を訪問し、不登校児童生徒スペシャルサポートルームについて校長、教頭、相談員等とどのようなことを話したかがわかる各学校毎の文書を請求致します。	教育センター	一部公開	文書不存在
6-0720	2月14日	2月27日	請求	【教育センター】市政へのお問い合わせの回答(1月20日)開示を行った文書は、最終的な調査結果をまとめたものではなく、各校における校内教育支援ルームの利用状況であり、現在はより詳細な利用状況の調査を継続して行っているものでございます。 「現在おこなっている詳細な利用状況の調査」の内容がわかる文書	教育センター	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0721	2月16日	2月28日	請求	請求人は、2024年12月18日に上尾市教育委員会宛てに審査請求書を提出しました。 しかしながら、当該審査請求書については、J:尾市HP（教育委員会のページ）で予告された教育委員会2月定例会の議案となっておりません（最終閲覧日2025.02.16）。 当該審査請求書については、請求人が2025年1月8日に生涯学習課職員と面談した際に「1月の定例会には間に合わないが、2月の定例会で議案となる見込みである」旨同課職員から告げられた経緯があります。 そこで、2024年12月18日に請求人が提出した審査請求書が、本請求書受理日までの間、どのような取り扱いを受けたのか、また、審査請求書が議案として審査されるのはいつの教育委員会定例会（または臨時会）になるのかそれぞれ判別できる文書・資料等の開示を求めます。	生涯学習課	全部公開	
6-0733	2月24日	3月7日	請求	2025年2月中の土曜日に上尾市内の公民館(6か所) および芝川小学校・平方東小学校において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上尾公民館(2/1・2/8・2/15)、上平公民館(2/8)、芝川小学校(2/1・2/15)、平方公民館(2/1・2/15)、平方東小学校(2/8)、原市民民館(2/8・2/15・2/22)、大石公民館(2/1・2/8・2/22)、大谷公民館(2/1・2/15・2/22)の各日程における『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳（それぞれの日程について、小学生0名・中学生0名）が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0734	2月24日	3月7日	請求	(2)上記各公民館および芝川小学校・平方東小学校それぞれの日程毎に、「教育委員会関係者（教育長・教育委員・事務局職員）」および市役所職員（教委関係者以外の職員。市長を含む）の誰が立ち合い（または視察）しているのか判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0735	2月24日	3月7日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのか判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0736	2月24日	3月7日	請求	【資料】のとおり、「市長公約(2期目3年目)に係る上尾市の取組状況」の中に、「全国初、英語の地域クラブ（イングリッシュサロン）を実施」との文言があります。このことに関連し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。上記のとおり、「全国初、英語の地域クラブ（イングリッシュサロン）を実施」というからには、さぞや全国や、場合によっては海外からの視察や取材等を受けたと推察されます。そこで、次の(1)～(5)の情報の開示を求めます。 (1)上尾市以外の自治体（県内・県外）から議員や自治体関係者が『イングリッシュサロン』を視察に来たことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0737	2月24日	3月7日	請求	(2)県外の各種メディア・新聞・雑誌等から取材を受けたことが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
6-0738	2月24日	3月7日	請求	(3)海外の各種メディア・新聞・雑誌等から取材を受けたことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0739	2月24日	3月7日	請求	(4)県内外を問わず（＝海外を含む）、大学・大学院関係者が視察に来たことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0740	2月24日	3月7日	請求	(5)県内外を問わず（＝海外を含む）、企業やNPO法人が視察や取材に来たことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0743	3月5日	3月19日	請求	上尾市内小中学校の「いじめ防止」および児童生徒の「不登校」の現状に関し、後述の(1)～(8)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に「文書不存在による非公開」という処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に向けた丁寧な情報提供をお願いいたします。 (1)『上尾市いじめの防止等のための基本的方針（令和5年11月改訂）』P5に、次の文言があります。 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語 ～いじめをしないさせないゆるさない～」を全児童生徒から募集し、いじめ根絶の意識を高める。 このことを踏まえて、「なかよく楽しい学校生活」の「なかよく」の対象は誰なのか、同級生なのか、同学年の児童生徒なのか、学校全体の児童生徒も含むのか、以上が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0744	3月5日	3月19日	請求	上記(1)の「なかよく楽しい学校生活」という文言について、出典や根拠が判別できる文書・資料等（＝文科省や県教委の指針や教科書からであるのか、それとも上尾市教育委員会独自なのか判別できるものであることが望ましい）。	指導課	非公開	文書不存在
6-0745	3月5日	3月19日	請求	(3)上尾市教育委員会として「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」の作成に取り組んだことにより、目に見えて成果が表れたことが判別できる文書・資料等（＝定性的または定性的データが望ましい）。	指導課	非公開	文書不存在
6-0746	3月5日	3月19日	請求	(4)「なかよく」の対象が同級生である場合、「クラスみんなでなかよくすること」を善とする価値観が提示され、「道徳教育」としても重視されると思われます。 しかしながら、「同級生との関係について、一定の距離を置くことは良くないこと」と教えれば、むしろ、同級生から逃れたいと思う児童等を追い詰め、息苦しい状況に陥ることになるのではないかと請求人は危惧します。さらに、同級生といっても、客観的に見れば「単に同じクラスになっただけの児童生徒同士という関係」だけであり、むしろ、「気の合わない人や話したくない人とは無理に関係を続けなくてよく、そのような人間関係構築の自由がある」ということをいじめ対策の中心に置くべきであるという考え方に請求人は同意します。そこで、「なぜ同級生となかよくしなければならないのか」「気の合わない同級生とは適度な距離を置くことはいけないことなのか」以上について、上尾市教育委員会としてどのような見解を持っているのか（どのように考えているのか）が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0747	3月5日	3月19日	請求	(5)請求人は、不登校が増加している要因のひとつは、「学校ではみんなとなかよくしなければならない」と言われ続けることで、子どもたちが息苦しくなっていることであると考えています。 そこで、上尾市教育委員会として、現在不登校が増加していることの要因をどのように捉えているのか判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
6-0748	3月5日	3月19日	請求	(6)「いじめをしてはいけない理由は、内容に曖昧さが伴う道徳的な指導ではなく、法的権利に根拠づけられるべきであって、仲良くしたい相手と仲良くするには、相手の尊厳や気持ちに配慮することが大切だと説くことが重要である」という考えに請求人は同意します。 そこで、上尾市教育委員会として、「いじめをしてはいけない理由は、内容の曖昧さが伴う道徳的な指導ではなく、法的権利に根拠づけられるべきである」という考えに立脚しているか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0749	3月5日	3月19日	請求	(7) 「いじめ防止子供サミット」については、上尾市HP（教育委員会のページ）に、以下の説明があります。 「令和5年12月26日上尾市立富士見小学校で上尾市いじめ防止子供サミットが行われました。児童生徒一人一人がいじめを許さないという強い意志を持ち、自分たちの手でいじめを未然に防ぐという意識を高めることを目的として実施しました。各上尾市立小・中学校の児童会生徒会役員など学校を代表する児童生徒が参加しました。」この記述により、「いじめ防止子供サミット」に参加する子供たちは、上尾市教育委員会の言葉を借りれば、上尾市立小・中学校の児童会生徒会役員など学校を代表する児童生徒」であり、各学校内で「サミット(summit=頂上、トップ、首脳)」にいる児童生徒たちの参加によるイベントであることが公表されています。 請求人は、学校を代表するような児童生徒ではなく、むしろ、ごく普通の児童生徒たちこそ「いじめをなくすにはどうしたらよいか」「(自分は) こうしていじめに加わった」「(自分は) このようにしていじめを受けた」など、フランクに語り合い、それを「(必須ではなく) できるだけ」自らが属する学校内で還流することが、いじめについて考え、防止するうえで効果的なのではないかと考えています。 そこで、上尾市教育委員会は、いじめ防止のために、なにゆえに、あえて「サミット=頂上、トップ、首脳」という言葉を付して、学校を代表する児童生徒を集めたのが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0750	3月5日	3月19日	請求	(8) 現在の上尾市教育委員会の「いじめ防止」は、「教職員（校長を含む）による、いじめに近い扱い」にどう気づくのか、どう防止したらよいのか、また、そのことへの対処については言及が無いのではないかと請求人は考えています。 そこで、「教職員（校長を含む）」からの「明らかないじめ」または「いじめに近い扱い」を児童生徒が受けた場合（受けそうになった場合）の対処（予防を含む）についての上尾市教育委員会としての方針または見解が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0752	3月6日	3月19日	請求	(1)2025. 01.12～03. 05の間に上尾市HP（教育委員会のページ）掲載の「教育委員の学校訪問」のメニューが削除されています。 そこで、同HPから「教育委員の学校訪問」のメニューを削除するにあたっての決裁(または起案)の文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0753	3月6日	3月19日	請求	(2) 上尾市HP（教育委員会のページ）掲載の「教育委員の学校訪問」のメニューを削除した理由が判別できる文書・資料等。なお、上記(1)の決裁または起案文書に僅か1～2行程度記載されているのではなく、削除した詳細な理由が判別できる文書・資料等であること。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0754	3月6日	3月19日	請求	(3)-1 教育委員は、なぜ2020.03.02を最後に「より良い学校を作るために、教育活動の現場視察」を継続して実施していないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0755	3月6日	3月19日	請求	(3)-2 教育委員は、「教育活動の現場視察」を実施していない現在、どのようにして、「それぞれの学校の現状・課題および成果を把握し、学校との連携の強化を図り、教育内容の充実・向上に向けて支援」をしているのが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0756	3月6日	3月19日	請求	(4) 2025. 01.12～03. 05の間に削除された上尾市HP（教育委員会のページ）掲載の「教育委員の学校訪問」のメニューに関し、(単独・または複数の)教育委員から教育委員会事務局あてに何かしらの要望が出されたことが判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0757	3月6日	3月19日	請求	(5)上尾市HP（教育委員会のページ）掲載の「教育委員の学校訪問」のメニューに関し、教育委員会事務局から教育委員あてに何らかの連絡をしたことが判別できる文書・資料等(当該メニューについてどうするのかなど、教育委員会事務局としての見解などが考えられます)。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0760	3月8日	3月19日	請求	以下の【事実関係その1.その2】および本請求書文末の【資料1】、【資料2】を踏まえて、後述の(1)～(4)についての情報の開示を求めます。 【事実関係その1】 * 「イングリッシュサロン」（以下、本請求書では、引用以外ではESと略記）とは、「政策企画提案」制度による企画であり、次のように提案されています。（文末【資料】参照）* 歳出の見込み：R6・R7・R8ともに13,118（千円）【文末資料2のつづき】* 各会場の参加者目標値：R6・R7＝20人、R8＝25人【文末資料2】* 来年度の「外国人指導助手及びコーディネーター派遣委託料(ES)」については、R6年度予算＝13,118（千円）R7年度予算3,636（円）⇒.9,482（千円）＝予算減額分となります。また、請求人が情報公開請求した結果、2024年7月～2025年2月までのESの参加者の延べ人数は785人、実施回数は98回であることから、一つの会場の平均参加者は、785人+98回＝8.01人＝8人となっています。したがって、令和6年度参加者数と実施回数の合計(2025年3月)は、平均参加者数8.01人x実施予定回数19回)は、延べ937人、実施回数117回と推計できます。令和6年度の参加者が令和7年度も全員が参加したとすれば、参加者から徴収する参加費(1回500円＝〇〇課長の発言)の合計額は次のように推計できます。@500x937人＝4681500円（この額は上述の予算減額分の僅か4.9%となります）【事実関係その2】2025.02.28に開催された上尾市議会予算特別委員会の席上、〇〇課長は次のように説明しています（発言は市議会HP「中継録画」からの書き写しによります）。委託料／外国人指導助手及びコーディネーター派遣委託料の予算説明）・・・イングリッシュサロンについては、運動クラブと同様に受益者負担を設定するなど、運営方法等の見直し・改善をおこなった結果、減額となっています。（1）2025.02.28に開催された上尾市議会予算特別委員会の席上、〇〇課長が各委員に対して予算の説明をしていますが、各委員に配布した予算説明資料。	指導課	全部公開	
6-0761	3月8日	3月19日	請求	(2)請求人はR6年度のESの予算がR7年度に大幅減額（△9,482,000円）とされた主要因は、会場の数が6か所から大幅に減ることだと考えています。この推測については、情報公開請求の結果、肝心な箇所が「黒塗り」とされてしまいましたが【資料1】、R7年度のES予算額から、会場数が減ることは確実です。したがって、「運動クラブと同様に受益者負担を設定するなど、運営方法等の見直し・改善をおこなった結果、減額となっています」という指導課長による説明は、ES予算額の減少の主要因にあえて触れない発言であると思われます。また、上述の【事実関係その1】で明らかにしたとおり、R7年度のESの参加者から徴収する金額は最大で468,500円の見込みで、この額は予算減額分9,482,000円の僅か4.9%にすぎません。そこで、上述のR7年度のESの予算額が大幅に減じられた主要因は「ESの会場数の大幅な減少」と考えられるにもかかわらず市議会予算特別委員会において指導課長が「（予算の減額は）受益者負担の設定など運営方法等の見直し・改善をおこなった結果」と最初に説明（＝参加者から費用を徴収することが減額の主要因であるかのような説明）した理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0762	3月8日	3月19日	請求	(3) 政策企画提案概要調査（文末の【資料2】）の事業概要に、「令和5年2月に、市内小学校5・6年生及び中学校1・2年生を対象に実施した「将来の学校部活動に関するアンケート調査」において、地域クラブ活動として発足を望む活動種として、「英語クラブ」の創設を望む声があった」との記述があります。 そこで、「英語クラブの創設を望む声があった」とありますが、どのくらいの数の児童・生徒の「声」だったのか（できれば、回答者全体に占める割合も含めて）判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0763	3月8日	3月19日	請求	(4)上述のとおり、請求人の検証の結果、一つの会場での参加者は、2月までに8.01人となっており、目標値の20人の半分以下となっています。このことを踏まえて、上尾市教育委員会としてどのようにESを総括・評価(＝中間総括または中間評価でも可)したのが判別できる文書・資料等。なお、まだ中間も含めて総括(評価)をしていない場合、いつ総括(評価)するのか、その時期をご教示ください。	指導課	全部公開	
6-0777	3月10日	3月24日	請求	令和5年2月17日以後、上尾市内小・中学校で、いじめ事案の内容により、必要に応じて所轄警察署に相談して対応していることがわかる文書。	指導課	一部公開	第2号
6-0781	3月13日	3月27日	請求	令和6年度の市内全中学校(向原分校を含む)の修学旅行についての「校外学習承認願(または同趣旨の文書)」ただし、上尾市教育委員会の承認印のあるもの。	指導課	全部公開	
6-0782	3月13日	3月27日	請求	2025.03.10の上尾市議会一般質問において、坂東知子議員の「今年度の市内中学校の修学旅行費用の最高額と最低額と行き先は」との質問に対し、学校教育部長は「令和6年度の修学旅行費用の最高額は73,040円、最低額は55,838円であり、目的地はどちらも京都・奈良」と答弁しています。また、修学旅行の費用について下記枠内のおり答弁しています(市議会中継録画での発言を書き写し。下線は請求人によります)。(3/10瀧澤学校教育部長 答弁より)教育委員会では、修学旅行費につきましては、保護者の経済的負担も考慮したうえで負担額が適正なものとなるよう学校に対して指導するとともに、必要な家庭に対しては就学援助費の支給による支援を講じているところでございます。それらを踏まえて各学校がそれぞれの教育目標や生徒の実態に合わせて計画を立て保護者の負担額を設定するものと捉えています。このことに関して、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 (1)上記枠内下線部(「保護者の経済的負担も」以下)に関して、上尾市教育委員会として、どのように「保護者の経済的負担も考慮したうえで負担額が適正なものとなるよう学校に対して指導する(している)」のが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0783	3月13日	3月27日	請求	(2)上記枠内下線部(「各学校がそれぞれの教育目標や」以下)に関して、「各学校がそれぞれの教育目標や生徒の実態に合わせて計画を立て保護者の負担額を決定している」ことが判別できる文書・資料等(市内全校の令和6年度分)。	指導課	非公開	文書不存在
6-0784	3月13日	3月27日	請求	2025.03.10の上尾市議会一般質問において、来年度、市内の中学校2校が修学旅行で大阪関西万博に行くことについて、坂東知子議員と西倉教育長との間で以下枠内のおり質疑とそれに対する答弁がありました(以下枠内は、市議会中継録画での発言を書き写したものです)。このことについて、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に「文書不存在による非公開」という処分とされる場合においても、上尾市情報公開条例第26条に基づき、市民に向けた丁寧な情報提供をお願いいたします。(坂東知子議員による教育長への質問)大阪府吹田市では、2025年1月29日、休息場所および待機場所での熱中症対策や安全に団体行動をするための導線および点呼・待機場所の確保が不十分であるという理由から、学校の行事として参加を見合わせています。そのほか、交野市・熊取町・島本町でも参加見合わせとなっています。具体的に懸念点が挙げられる中、上尾市では大阪万博への見学に行くことに問題は無いとお考えなのか、教育長のご見解をお聞かせください。(西倉教育長の答弁)本市における修学旅行につきましては、生徒たちの安全面を十分考慮したうえで計画し実施されるものと認識しており、問題は無いと考えています。 (1)上記枠内のおり、西倉教育長は、市内の2校(太平中・大谷中)が大阪関西万博に行くことについて「生徒たちの安全面を十分考慮したうえで計画し実施されるものと認識しており、問題は無いと考えています」と答弁しています。周知のとおり、大阪・関西万博については、メタンガスの爆発やヒアリの発生、さらに2校の修学旅行の日程が6月末～7月初めということから熱中症も懸念されます。また、坂東議員が言及しているとおり、大阪府吹田市では、休息場所および待機場所での熱中症対策や安全に団体行動をするための導線および点呼・待機場所の確保が不十分であるという理由から、学校の行事として参加を見合わせています。それにもかかわらず、西倉教育長が「生徒たちの安全面を十分考慮したうえで計画し実施されるものと認識」した根拠となる文書・資料等(なお、西倉教育長自らがきちんと確認したうえで、安全性に問題は無いと認識した資料であること)。	指導課	全部公開	
6-0785	3月13日	3月27日	請求	(2)市内2校が大阪・関西万博に修学旅行に行き、生徒の安全が損なわれたり、健康被害が生じた場合、上尾市教育委員会としてどのように対応するのか(責任の所在は学校にあるのか、それとも教育委員会にあるのかを含めて)判別できる文書・資料等。本情報公開請求に関する請求人へのお問い合わせの際には、請求人による通し番号(2503-5)を明示のうえ、下記メールアドレス、または電話にてお願いします。	指導課	非公開	文書不存在
6-0786	3月13日	3月27日	請求	2025.03.13の上尾市議会一般質問において、来年度、市内の中学校2校(太平中・大谷中)の修学旅行の行き先が大阪・関西万博となっていることの関連で、井上淳子議員が大阪・関西万博の安全性について質問したところ、瀧澤学校教育部長は次のように答弁しています。(以下枠内は、市議会中継録画での発言を書き写したものです)行き先の安全面につきましては、委託業者と会場内の情報を共有したり、担当教員が会場までの下見をおこなったりする等、十分に配慮してすすめております。この学校教育部長の答弁について、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 (1)学校教育部長は、「行き先の安全面につきましては、委託業者と会場内の情報を共有したり…」と述べています。そこで、万博に行くことを決めたあと、本請求書受理日までの間に、太平中と大谷中それぞれの学校が委託業者とどのような会場の情報を共有しているのが判別できる文書・資料等(書簡やメール等のやりとりが想定されます)	指導課	全部公開	
6-0787	3月13日	3月27日	請求	(2)学校教育部長は、「担当教員が会場までの下見をおこなったりする」と述べています。そこで、太平中および大谷中の教員が万博会場に下見に行っていることが判別できる文書・資料等(下見に行った教員の「旅行命令簿」や「復命書」が想定されます)。	指導課	一部公開	文書不存在
6-0788	3月13日	3月27日	請求	(3)上記(2)で、下見に行った教員は万博会場の中に入れたのか否かが判別できる文書・資料等。また、もしも会場内に入ることができていない場合、集会所や休憩所の様子や安全面をどのように確認したのが判別できる文書・資料等	指導課	一部公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0789	3月14日	-	請求	2025.03.13の上尾市議会般質問における井上淳子議員の質問と教育長の答弁（下記枠内。市議会中継録画での発言を書き写したものの）について、後述の情報の開示を求めます。 （井上淳子議員の質問）『上尾市学校給食施設基本計画』は市民の意見を反映した計画と言えるのでしょうか。（西倉教育長の答弁）『上尾市学校給食施設基本計画』の策定にあたりましては、広く市民のみなさまからご意見を伺うためパブリックコメントや保護者アンケートを実施してまいりました。これらのご意見を踏まえまして策定した『計画』であると考えております。（以下、本情報公開請求の内容） 上記枠内のとおり、西倉教育長は「『上尾市学校給食施設基本計画』は市民の意見を伺うためにおこなったパブコメや保護者アンケートを踏まえて策定した」と答弁しています。 そこで、当該西倉教育長の市議会答弁の根拠となった文書・資料等。 ただし、あくまでも西倉教育長本人が「確かにパブコメや保護者アンケートを踏まえた計画になっている」との判断に至った根拠となった文書・資料であること。ありていに言えば、たとえば学校保健課が西倉教育長の代わりに決定通知書を送付してくるのではなく、教育長本人が関与したことが明白な決定通知書であること。少なくとも「教育長の秘書に関すること」を業務としている担当課からの決定通知書であること。	学校保健課	取下げ	
6-0790	3月18日	4月1日	請求	上尾市教育委員会田中と申します。 3月5日に送付のありました市政へのお問い合わせ（件名 教育長の回答について）につきまして、ご連絡いたします。 6日に送付のありました市政へのお問い合わせ（件名 教育長の回答について）を踏まえまして、現在総務課法規担当にも相談して回答を検討していることから、本日の回答が困難な状況でございます。 総務課法規担当に教育総務課がどのような相談をしどのようなやり取りがあったがわかる文書を請求致します。	教育総務課	全部公開	
6-0792	3月19日	4月2日	請求	以下の【資料】のとおり、上尾市教育委員会交際費として、令和5年度は《八枝神社夏一祭り「平方のどろいんきょ」》に令和5年7月16日に3,000円支出しています。一方で、令和6年度については《八枝神社夏祭り「平方のどろいんきょ」》に教育委員会交際費を支出していません。その理由が判別できる文書・資料等。ただし、単に「交際費基準が改訂された」という文書・資料だけではなく、「なぜ八枝神社夏祭りに教育委員会交際費を支出するのを止めたのか」その理由が判別できる文書・資料等であること。なお、教育委員会交際費支出の透明性を高め、もって市民に開かれた信頼される教育行・行政の層の推進を図る観点での公開をお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0794	3月23日	4月4日	請求	2025年3月の土曜日（実際には3/22まで）に上尾市内の公民館(6か所)、および芝)1 小学校・平方東小学校において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 (1)上尾公民館(3/1・3/8・3/15)、上平公民館(3/8)、芝川小学校(3/1・3/15)、平方公民館(3/1・3/15)、平方東小学校(3/8)、原市公民館(3/1・3/15・3/22)、大石公民館(3/1・3/8・3/22)、大谷公民館(3/1・3/8・3/15・3/22)の各日程における『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳（それぞれの日程について、小学生0名・中学生0名）が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0795	3月23日	4月4日	請求	(2)上記各公民館および芝川小学校・平方東小学校それぞれの日程毎に、「教育委員会関係者（教育長・教育委員・事務局職員）」および市役所職員（教委関係者以外の職員。市長を含む）の誰が立ち合い（または視察）しているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0796	3月23日	4月4日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち合っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち合っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
6-0797	3月23日	4月4日	請求	請求人は情報公開請求にて入手した【資料1】や教育委員会事務局の説明により、市内中学校における令和7年度の修学旅行については、太平中および大谷中が大阪・関西万博に行くとの情報を得ました。 以上に加えて、その後請求人に伝えられた情報により、東中学校が令和7年度の修学旅行で大阪・関西万博を目的地の一つとしていることが判明いたしました。 そこで、東中学校の修学旅行の目的地の一つに大阪・関西万博が加えられたことに関し、後述の(1)～(8)についての情報の開示を求めます。 (1)請求人は情報公開請求にて入手した【資料1】や教育委員会事務局の説明により、市内中学校における令和7年度の修学旅行については、太平中および大谷中が大阪・関西万博に行くとの情報を得ました。以上の情報に加え、東中学校では令和7年度の修学旅行の目的地に大阪・関西万博を含むことが判明いたしました。 そこで、東中学校において「修学旅行の目的地の一つに大阪・関西万博を加える」ことが学校内で共有（是認）された時期、および校内のいずれの機関（職員会議等が想定されます）でそのことが共有（是認）されたのが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0798	3月23日	5月2日	請求	(2)前記(1)について、修学旅行の目的地の一つに大阪・関西万博を加えることについて生徒の意見が反映されたか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0799	3月23日	5月2日	請求	(3)令和7年度の東中学校における「修学旅行で万博に行く予定」の日程、万博会場へ行く交通手段、入場料など万博に行くための費用明細（旅行代理店が手配する場合は見積明細等）。	指導課	一部公開	第2号・第3号
6-0800	3月23日	5月2日	請求	(4)東中学校の修学旅行について、「万博に行って何を学ぶのか（＝万博の開催を肯定的に捉えるのか、それとも万博に行くことを通じて万博開催に対して批判的視点を養うのかも含めて）」が判別できる文書・資料等（職員会議や学年会、あるいは修学旅行検討会議等での提案や説明資料等が想定されます）。	指導課	全部公開	
6-0801	3月23日	4月4日	請求	(5)大阪・関西万博は「（ガス爆発が起きたこと等を含めた）安全性の問題」「会場へのアクセスの問題」「会場内での生徒の過ごし方の問題」など、多くの課題や懸念があることは自明です。そこで、現在東中学校において抱えている大阪・関西万博に行くことへの課題や懸念が何であるかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0802	3月23日	4月4日	請求	(6)上記(5)で東中学校が抱えている大阪・関西万博への課題や懸念一つ一つについてどのように対応しているのが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0803	3月23日	4月4日	請求	(7)東中学校内で、「大阪・関西万博は安全性への懸念など問題が多いことから、目的地の一つとすることは反対である」との意見（教職員・生徒・保護者からの意見）があったことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0804	3月23日	4月4日	請求	(8)【資料2】は、「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」から上尾市が脱退した証拠書類です。そこで、東中学校の校長として、上尾市が「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」から脱退した事実を知していることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0805	3月23日	4月25日	請求	(1)上尾市内の全小・中学校における「令和7年度新入学児童・生徒・保護者に向けて発出された学校からのお知らせ(または同趣旨の文書・資料等)」の内、 ①新入学にあたって保護者が負担することになる学校集金の内訳と費用	指導課	一部公開	文書不存在
6-0806	3月23日	4月25日	請求	②新入学児童・生徒が用意すべき学用品や衣料品・靴・カバン等について	指導課	全部公開	
6-0807	3月23日	4月25日	請求	① 新入学児童・生徒に向けた「学校(生活)のきまり」 以上が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
6-0808	3月23日	4月4日	請求	(2)請求人は、上尾市内の全小・中学校における「令和7年度新入学児童・生徒の保護者に向けた学校からのお知らせ(または同趣旨の文書・資料等)」については、上尾市教育委員会(事務局)として当然現段階(本請求書受理日)において入手していると考えていますが、そのことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0809	3月23日	5月2日	請求	次の(1)～(4)の情報の開示を求めます。なお、(1)・(2)については、上尾市(教育委員会)への寄附手続きがされているか否かを問いません。 (1)上尾市内の全小・中学校における「令和6年度卒業記念品(または同趣旨の名目の記念品類)」が何であるか判別できる文書・資料等(各学校が保有することになる『(卒業記念品等の)目録』またはそれに類する資料により判別は可能)。なお、「卒業記念品」の贈り主としては「卒業生一同」「卒業生保護者」「〇〇学校PTA」などが想定されます。	教育総務課	一部公開	第2号・第3号・ 文書不存在
6-0810	3月23日	5月2日	請求	(2)上記(1)の「卒業記念品」等の数量・単価・金額等(分かる範囲で可)。	教育総務課	一部公開	第2号・第3号・ 文書不存在
6-0811	3月23日	5月2日	請求	(3)上記(1)の「卒業記念品」等について、上尾市(教育委員会)への寄附手続きがされているか否か(予定を含む)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号・文書不存在
6-0812	3月23日	4月4日	請求	(4)請求人は、保護者が「卒業記念品」名目で費用を負担していることは、「保護者負担の軽減」の観点(品目については公費での購入が可能であるものが大半であり、必要であれば公費で負担すべきであるとの観点)からは問題があると考えています。 そこで、保護者等からの「卒業記念品」について上尾市教育委員会としてどのような見解を持っているのかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0813	3月23日	4月4日	請求	(請求人による通し番号2503-13) (1)上尾市教育委員会教育長の2025年2月・3月分(3月は本請求書受理日まで)の勤務等の動静が判別できる文書・資料等(修正後のもの)。	教育総務課	一部公開	第2号
6-0814	3月23日	4月4日	請求	(2)上尾市教育委員会教育長の2025年4月分の勤務等の動静が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
6-0816	3月25日	4月4日	請求	東中学校が令和7年度の修学旅行において大阪・関西万博を目的地の一つにしていることに関連して、後述の情報の開示を求めます。 (1)大阪・関西万博への修学旅行に関し、上尾市議会3月議会の一般質問への答弁で、学校教育部長は、「行き先の安全面につきましては、委託業者と会場内の情報を共有したり…」と述べています。 この時点(3月議会答弁の時点)で、東中学校が修学旅行で大阪・関西万博に行くことを学校教育部長が知っていたことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0817	3月25日	4月4日	請求	(2)東中学校として修学旅行の目的地の一つとして大阪・関西万博に行くことを決めたあと、本請求書受理日までの間に、東中学校が委託業者とどのような会場の情報を共有しているのかが判別できる文書・資料等(書簡やメール等のやりとりが想定されます)。	指導課	全部公開	
6-0818	3月25日	4月4日	請求	(3)東中の教員が万博会場に下見に行っていることが判別できる文書・資料等(下見に行った教員の「旅行命簿」や「復命書」が想定されます)。	指導課	非公開	文書不存在
6-0819	3月25日	4月4日	請求	(4)上記(3)で、下見に行った教員は万博会場の中に入れたのか否かが判別できる文書・資料等。また、もしも会場内に入ることができていない場合、集合場所や休憩所の様子や安全面をどのように確認したのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
6-0821	3月25日	4月8日	請求	要望いただいている「請願の処理経過及び結果の報告」の回答を教育委員会の協議により決定すること及びそのことが規定されていないという指摘につきましては、今年度中に規則・訓令等の改正を行うよう検討してまいります。 上記についてどのように検討したかがわかる文書を請求致します。	教育総務課	全部公開	
6-0822	3月26日	4月9日	請求	請求人は「上尾市教育委員会定例会の議案の採決方法」と「教育委員が議案に対して、実際にはどのように意思表示をしたのか」について強い関心を寄せています。このことについて、【資料】と【事実関係1】・【事実関係2】・【事実関係3】および関連する資料等に基づき、後述の(1)～(8)までの情報の開示を求めます。 (1)【資料】のとおり、令和7年教育委員会3月定例会の「結果概要」では、「全員一致にて原案のとおり決定しました」とあります。そこで、何をもって「全員一致」と判断したのかが判別できる文書・資料等。なお、文書・資料等の中には「上尾市情報公開条例施行規則第3条第1項第1号または第2号」に基づく「録音テープ、録音ディスクその他音声記録された電磁的記録」も含むものであることから、請求人は「録音テープを再生したものの聴取」を求めます。	教育総務課	一部公開	第5号・第7号
6-0823	3月26日	4月9日	請求	(2)『上尾市教育委員会会議規則』では、次のように定められています。(採決) 第9条 会議に付された事件(法第14条第7項ただし書の発議に係るものを除く。)のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、教育長が問題を宣告して採決しなければならない。 一部改正(平成27年教委規則3号) 第10条 採決は、教育長が委員に対し、問題について異議の有無を踏る方法によって行う。 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めたときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。そこで、『上尾市教育委員会会議規則』第10条第2項に基づき、過去の定例会・臨時会において、教育長が必要と認め、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票をおこなったことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0824	3月26日	4月9日	請求	(3)上記枠内の『上尾市教育委員会会議規則』第9条・第10条について、「一部改正[平成27年教委規則3号]」との記述がありますが、部改正前の条文が判別できる文書・資料等。なお、web等で閲覧できる場合には、当該URLをご教示ください。	教育総務課	全部公開	
6-0825	3月26日	4月9日	請求	(4)【事実関係1】により、例月の教育委員会会議録には、例外なく「～委員全員から「異議なし」の声～」との記載がされていると考えられます。しかしながら、【事実関係3】のとおり、請求人がつづさに3月定例会の採決の様子を観察していたところ、少なくとも岩鉄委員は議案第19号を除き、採決の際にひと言も声を発していません。こうした実態が例月も同様であることは容易に推測できます。 そこで、教育委員が実際には声を発していないにもかかわらず、なぜ例月の会議録に「～委員全員から「異議なし」の声～」と記載することができるのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
6-0826	3月26日	4月9日	請求	(5)【事実関係2】のとおり、請求人による「市長への政策提言」について、上尾市長は回答の中で「委員の発言内容が傍聴者に聞こえない旨のご指摘につきましては、教育長を通じて委員に伝達し？状況の改善に努めてまいります」と述べています。また、請求人による「市長への政策提言」に対する市長からの回答は、令和7年3月19日付けであることから、令和7年教育委員会3月定例会には十分間に合ったと思われます。そこで、教育長が教育委員に対し「委員の発言内容が傍聴者に聞こえない」ことを伝達し、状況の改善に努めていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0827	3月26日	4月9日	請求	(6)上記(4)について、市長の回答どおりに教育長が教育委員に伝えていた場合、なぜ岩鉄委員は議案第19号以外は発声していないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0828	3月26日	4月9日	請求	(7)上記で、市長の回答どおりに教育長が教育委員に伝えていなかった場合、なぜ教育委員に伝えなかったのか判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0829	3月26日	4月9日	請求	(8)上記「事実関係2」のとおり、請求人は「市長への政策提言」の中で、この事実は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を想起すれば、20年以上の長きにわたって「全員一致・異議なし」という状況は、むしろ「異常な状態」であると言えます。裁決方法を可視化するように変更することにより、教育委員会の定例（臨時）会が、議案によっては意見が分かれるという「正常な状態」になることを望みます。」以上のとおり述べていますが、市長はこの請求人の指摘について否定していません。そこで、20年以上にわたって議案の採決が「全員一致・異議なし」とされている「異常事態」とも言える状況について、合議体としての上尾市教育委員会の見解が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0830	3月28日	4月11日	請求	教育委員会 2024年7月30日 回答 教育委員会といたしましては、公文書の管理を適正かつ効果的に行うため、上尾市公文書管理条例第15条第1項の規定に基づき、公文書管理について職員に対し必要な研修を行ってまいります。 2024年7月30日以降、教育委員会が公文書管理について職員に対し必要な研修を行なったことがわかる文書を請求致します。	教育総務課	非公開	文書不存在
6-0831	3月28日	4月11日	請求	(1)令和7年3月21日付上教総第1623号文書(以下、上教総第1623号文書)を発出するために作成した起案(決裁)文書。	教育総務課	一部公開	第2号
6-0832	3月28日	4月11日	請求	(2)上教総1623号文書の「3理由」には、次の文言が記載されています。 3理由☑事実誤認による発言であるため そこで、「事実誤認による発言」であることを示す全ての文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在